

令和 7 年 3 月 5 日

令和 7 年第 1 回奥多摩町議会定例会会議録

令和 7 年 3 月 5 日 開会

令和 7 年 3 月 18 日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和7年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和7年3月5日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第6番	澤本 幹男君
第7番	小峰 陽一君	第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君
第10番	原島 幸次君				

3 欠席議員は次のとおりである。

な し

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 新島 和貴君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企画財政課長	杉山 直也君
若者定住推進課長	坂本 秀一君	総 務 課 長	山宮 忠仁君
住 民 課 長	岡部 優一君	福祉保健課長	須崎 洋司君
観光産業課長	大串 清文君	自然公園施設担当課長	神山 正明君
環境整備課長	坂村 孝成君	環境担当主幹	原島 保 君
会計管理者	岡野 敏行君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病院事務長	岡部 勝 君		

令和7年第1回奥多摩町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和7年3月5日（水）

午前10時00分 開会・開議

会 期 令和7年3月5日～3月18日（14日間）

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	——	議長定例町議会開会・開議宣告	——
2	——	4 番 相 田 恵美子 議員 会議録署名議員の指名 5 番 大 澤 由香里 議員	
3	——	会期の決定について	決定
4	——	議会関係諸報告	——
5	——	町長あいさつ及び施政方針表明	——
6	議案第 1 号	奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
7	議案第 2 号	奥多摩町宅地分譲条例の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第 3 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決
9	議案第 4 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決
10	議案第 5 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決
11	議案第 6 号	奥多摩町災害対策本部条例の一部を改正する条例	原案可決
12	議案第 7 号	奥多摩町の課に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
13	議案第 8 号	奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
14	議案第 9 号	奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
15	議案第 10 号	奥多摩町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

日程	議案番号	議 案 名		結 果
16	議案第 11 号	奥多摩町交流宿泊体験施設（やすら樹の宿ねんぼう）の指定管理者の指定について		原案可決
17	議案第 12 号	川井松葉地内分譲地造成工事請負契約の変更について		原案可決
18	議案第 13 号	もえぎの湯外壁等改修工事請負契約の変更について		原案可決
19	—	陳情の受付について	7 陳情第 1 号	経済厚生常任 委員会付託

（午後 3 時 48 分 散会）

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（小峰 陽一君） これより令和 7 年第 1 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

4 番 相田恵美子議員、

5 番 大澤由香里議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 2 月 26 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、宮野亨議員よりご報告願います。宮野亨議員。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○議会運営委員長（宮野 亨君） おはようございます。すみません、マスクしたままです。申し訳ございません。

令和 7 年第 1 回奥多摩町議会定例会の運営について去る 2 月 26 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

はじめに、本定例会の会期であります。本日 3 月 5 日から 3 月 18 日までの 14 日間とすることに決定いたしました。

次に、会期中の諸日程であります。配布してあります会議予定表をご覧ください。

まず、本会議について、本日 5 日の本会議であります。議会関係諸報告に続き、町長より挨拶及び施政方針の表明をいただいた後、議案審議に入ります。

本定例会に上程された議案は、町長提出議案 27 件であります。本日及び 7 日の 2 日間で審議いたします。

次に、3 月 11 日は本会議 3 日目ですが、一般質問を行います。通告者は 9 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようご協力をお願いいたします。

なお、町長の施政方針に対する一般質問の通告者は 4 名ですが、その内容についての通告を 7 日金曜日の 13 時までに提出されるようよろしくお願いいたします。

また、11 日は、常任委員会に付託し、審査が行われた陳情についての採決も行います。

次に、3 月 18 日の本会議 4 日目は、本定例会最終日となります。予算特別委員会に付

託して審査が行われた令和7年度一般会計をはじめとする特別会計、事業会計の全8議案の委員長報告及び採決を行い、続いて、閉会中の継続調査について、議員派遣についてを審議した後、町長に挨拶をいただき、閉会する予定であります。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付は、陳情が1件ございますので、3月7日本会議終了後、経済厚生常任委員会を開催し、審査を願います。

なお、陳情について採決は11日に行います。

次に、予算特別委員会は3月13日に開会し、令和7年度の各会計予算の概要説明を受けることに決定しております。3月17日に予算特別委員会を開催し、質疑を行い、採決を行います。

次に、議案の取扱いについて申し上げます。配布してあります提出案件一覧表及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

議案第1号から議案第13号までの各議案は、単独上程の上、採決につきましては、それぞれ即決と決定しております。

本会議第1日目の本日3月5日は、この議事をもって終了し、残る議案審議につきましては、本会議2日目、3月7日に行うことに決定しております。

本会議2日目は、補正予算の審議及び新年度予算の審議を行います。

提出案件一覧及び上程別・採決別一覧表の2ページをご覧ください。

議案第14号から議案第19号までの令和6年度一般会計をはじめとする特別会計、事業会計の補正予算の6議案につきましては一括上程とし、採決につきましてはそれぞれ即決と決定しております。

はじめに、副町長から全議案について総括説明をいただいた後、各課長より議案ごとに所管の説明を求めます。全議案説明終了後、議案ごとに質疑と採決を行うことと決定しております。

続きまして、議案第20号から議案第27号までの令和7年度一般会計をはじめとする特別会計、事業会計の当初予算の8議案につきましては一括上程とし、議長を除く議員9名による予算特別委員会に審査を付託することに決定しております。

なお、暫時休憩を取り、正副委員長の互選も行われる予定であります。

以上が本定例会の会期日程と議案等の取扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます。議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの14日間とし、議案の上程別及び採決別についても併せて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの14日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配布してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしくお願いします。

また、本日の日程は、配布のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については配布のとおりであります。

次に、本定例会の開会に当たり町長より挨拶及び施政方針の表明があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 皆様おはようございます。議会初日が積雪のある雪というのは私も余り記憶にないんですが、お運びいただきましてありがとうございます。また、例年のように建設業協会の皆様はじめ、各関係機関の皆様には除雪にご協力いただきました。この場で感謝を申し上げたいというふうに思います。

令和7年第1回奥多摩町議会定例会の開会に当たりまして新年度の町政に対する所信を申し述べ、町議会並びに町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年は、昨年5月に町民皆様から再度付託を受け、2期目の町政を担うことになってから2年目を迎える年となります。

この間、私が町長の重責を果たすことができましたことは、町民皆様、議員皆様のご支援とご協力の賜物であり、この場をお借りいたしまして心より感謝を申し上げます。

これまでの5年間は、令和元年10月の台風19号による広範な災害復旧事業に加え、日本のみならず全世界を襲った新型コロナウイルス感染症への対応を最優先に取り組む中、みんなでつくり、次世代に繋がる庁舎の実現に向け、皆様からいただいた様々なご意見を実施設計に反映し、来年度に着工を予定する庁舎建設整備事業に取り組むとともに、民間事業者等の連携では、JR東日本八王子支社と「沿線まるごとホテル事業」を推進し、本年5月には「S a t o l o g u e（さとログ）」における宿泊棟がオープンする予定であり、野村不動産ホールディングス株式会社との「循環する森づくりを目指す地域資源活

用事業」では、昨年 12 月に「森をつなぐ 東京プロジェクト」が、東京都主催の第 1 回 Tokyo-Nbs アクションアワード最優秀賞を受賞、更にはバテレ新工場が完成し、昨年 11 月に開催したイベント「奥多摩ビールフェス」において延べ 2,000 人を集客するなど、民間事業者とともに取り組んできた事業が更に大きく展開されようとしております。

今後、これらの事業をより一層推進するとともに、更なる官民協働事業を積極的に展開してまいります。町における長年の課題であります過疎化、少子高齢化をはじめとする様々な解決すべき事柄につきましても私が先頭に立ち、職員と一丸となって町民皆様の考えや思いを斟酌しながら、町の将来を見据えて着実に歩みを進め、町政の進展を図ってまいります。

次に、令和 6 年能登半島地震から 1 年以上が経過しましたが、被災地では昨年 9 月の豪雨災害で更に被害を受けた地域が相次いだこともあり、生活再建や復興への取組も道半ばとなっております。

被災地では損壊した家屋等の解体・撤去に伴い、大量の災害廃棄物が発生しており、生活環境の保全及び公衆衛生の確保の観点から、これらの廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することが急務となっております。

この状況を受け、石川県から東京都に対して広域支援の要請があり、東京都市長会、東京都町村会及び特別区長会の了承を得て、災害廃棄物の発生量が多く、区域内処理が困難な石川県輪島市及び珠洲市を支援することとなり、昨年 9 月より東京都において災害廃棄物の広域支援が開始され、当町が加入する西秋川衛生組合では、早期の復旧・復興を支援するため、本年 1 月から災害廃棄物の受入れを開始しております。

町といたしましても被災地において日々復旧作業に従事されている方々に敬意を表し、被災された方々が将来に展望を持てる一日も早い復旧・復興を心からお祈りしております。

また、昨年 10 月に丹波山村の鴨沢地区において住宅 8 棟を全焼する火災が発生し、丹波山村及び小菅村との消防団相互応援協定に基づく要請により、町消防団員総勢 137 名が出動し、消火活動に当たりました。

この火災現場では、留浦地区の水利からの長距離に及ぶ防火水槽への充水並びに火点の制圧を実施するなど、約 4 時間にも及ぶ積極的な活動を展開し、被害を最小限に食い止め、その功労として昨年 11 月に町消防団が東京都消防庁防災部長賞を受賞いたしました。この受賞は、消防団員の日頃の訓練成果が実際の火災現場で発揮されたものであり、町消防団が高い組織力と機動力を有していること、そして、防災の要となる消防団の必要性を改めて強く認識させるものですが、消防団員の確保につきましては依然として厳しい状況が

続いております。

町といたしましては、これからも消防団活動を維持・継続していくために必要となる消防団員の確保や消防団活動に必要な資機材の充実を図っていくことは不可欠であると考えておりますが、消防団員の確保に向けては、多様化するライフスタイルや個人の価値観の違いも尊重し、配慮しながら時代の変化に合わせた消防団組織の在り方や活動内容の見直しを進めていく必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても東日本大震災から 14 年がたとうとしている今、町では地域防災計画の見直しを含め、万全の危機管理体制の構築を目指し、防災、減災に努めてまいります。各ご家庭におかれましてもいま一度非常持出袋の点検、ハザードマップの確認、避難先の検討等、災害への備えをお願い申し上げます。

さて、いよいよ令和 7 年度から 10 か年にわたり町の指針となる第 6 期奥多摩町長期総合計画がスタートいたします。

首都東京の西の端に位置する奥多摩町は、自然豊かで人情味あふれる「まち」ですが、過疎化が進む「町」でもあります。町では子育て支援や移住定住施策をはじめ、様々な施策を展開しておりますが、多くの課題を行政だけで解決することは容易ではありません。

第 6 期長期総合計画の策定に当たっては、住民等との協創を重要なテーマに掲げ、町民皆様からのご意見をいただくために、若手職員によるワーキンググループを設置したほか、町が包括連携協定を結ぶ多摩大学の協力を得て、住民参加ワークショップを開催するとともに、長期総合計画審議会での審議を含め、バランスの取れた計画づくりを推進し、皆様からも多くのご意見、ご提案をいただきました。

そして、昨年 12 月の町議会において慎重なご審議の上、基本構想のご決定をいただき、目まぐるしく変化する時代でも変わることはないであろう皆さんが大切にしている想いを込めて「自然の中で わたしが くらし つながり 挑戦できる おくたま」を町の将来像といたしました。

本計画では、教育や福祉などの分野での整理ではなく、横断的な視点で計画をまとめており、「活性化」「持続化」「効率化」を 3 つのコンセプトとして位置づけております。

新たなものを創造することや、そのために失敗を恐れず挑戦することを目指す「活性化」では、「生まれる・育む・挑む」や「創る・繋がる・広がる」、また、「にぎわう・満ちる・巡る」まちづくりを、今あるものを大事に守りながら、新たな光を当て継続することを目指す「持続化」では、「サステナブル、レジリエンス、セーフティ」なまちづく

りを、時には勇気を持ってやめたり縮小することも重要と捉え、整理・統合し、無駄を省くことを目指す「効率化」では、「スマート・フラット、リンク＝シェア」するまちづくりを、具体的な町の将来像としてまとめ、それぞれの施策の方向性を示しております。

また、人口減少やデジタル化などの課題に柔軟に対応していくための奥多摩町デジタル田園都市構想総合戦略及び新たな時代に対応した行政サービスの提供や健全な財政運営に取り組むための第6次奥多摩町行政改革大綱を「効率化」の観点からも第6期長期総合計画に包含することといたしております。

なお、第5期長期総合計画では、計画策定時に評価指標を定めておりましたが、社会情勢や時代の変化により指標として適さないものも出てきたことから、第6期長期総合計画では、目まぐるしく変化する情勢に合わせ、柔軟に対応できるよう固定化した評価指標を設定するのではなく、より職員の主体性を高めるために、計画とは別に設定を行うとともに、評価指標の形骸化を防ぐため、計画を評価していく外部有識者を含む評価委員会を立ち上げ、現状や進捗状況を確認・分析しながら評価を行ってまいります。

また、第6期長期総合計画のタイトル、キャッチフレーズにつきましては、長期総合計画審議会からご提言をいただき、奥多摩ならではの豊かな自然、人材、多彩な文化や資源など、この町に根づく価値あるものに改めて目を向け、それらを最大限利活用しながら、より良い未来に向けて新たなリソースやアイデアを取り入れていく姿勢、また、住民一人一人が町の未来をつくる大切なひとり＝「わたし」であることを自覚できるよう想いを込めて「OKUTAMA Re : d e s i g n（リ：デザイン）わたしがつくる、わたしたちの奥多摩へ」と決定いたしました。

今後のまちづくりにおいては、歴史と伝統を大切にしながら持続可能で魅力あふれる町を目指すとともに、これまでに得られた成果と経験を継承し、町の発展に向けて地域の課題に対応した柔軟かつ効果的な取組を進めていく決意であります。

次に、令和7年度は、昭和30年に古里村、氷川町、小河内村の3か町村が合併し、奥多摩町が誕生して70年という記念すべき節目の年となります。

この町制施行70周年を迎えるに当たり、町全体でお祝いするため、各種既存事業を冠事業化として実施するほか、JR東日本八王子支社と連携した70周年記念臨時列車ツアーの実施や住民が主体となる事業を公募し、支援金を交付する事業、多摩大学による特別講座など、町民皆様が参加でき、思い出となる様々な記念事業の実施を予定するとともに、新たに観光大使の任命を予定しております。

次に、町を取り巻く国、東京都の行財政状況について申し上げます。

国の動向ですが、先月 19 日に政府から発表されました月例経済報告によりますと、「景気は一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」と報告され、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」との基調判断が示されております。

国の令和 7 年度予算案であります。令和 6 年度の経済対策、補正予算と合わせて、賃上げと投資が牽引する成長型経済へ移行するための予算として、一般会計の総額は 115 兆 5,415 億円と、3 年連続で 110 兆円を超えて過去最大の規模となり、財源の 4 分の 1 を国債に頼る厳しい財政状況が続く見通しとなっております。

次に、東京都の動向ですが、発表されました予算案によりますと、不確実性が高まる社会情勢の中、成長と成熟が両立した持続可能な都市の実現に向けて全ての人が輝く東京の未来を切り拓く予算と位置づけ、東京のポテンシャルを最大限に生かし、「ダイバーシティ」「スマートシティ」「セーフシティ」の 3 つのシティを進化させ、世界で一番の都市・東京の実現に向けた施策を積極的かつ着実に展開する。また、都民が実感できるクオリティ・オブ・サービスを向上するため、DX など新たな視点で業務の見直しを進め、持続可能な執行体制の効率を図りつつ、無駄を一層なくす取組を強化し、強靱で持続可能な財政基盤を堅持することを基本に編成をされております。

一般会計の総額は 9 兆 1,580 億円で、「ダイバーシティ」「スマートシティ」「セーフシティ」の 3 つのシティを進化させる取組に積極的かつ重点的に予算配分したことなどにより、前年度に比べて 7,050 億円の増となりました。

特に、多摩・島しょの振興では、地域の活力と魅力の向上、持続的な発展に向け、地域が持つ資源や特色を活かして取組を推進するための予算として 2,963 億円が計上され、また、過疎化による少子高齢化が進む中、町税収入も厳しい状況が続く財政基盤が脆弱な町にとって大変重要な一般財源を補完する市町村総合交付金が前年度比 85 億円増の 705 億円で計上をされております。

奥多摩町の令和 7 年度予算の基本的な考え方ですが、町においては過疎化に伴う少子高齢化の進行により、高齢化率は令和 7 年 2 月 1 日現在で 53.3%と 65 歳以上の住民が人口の半数以上に及ぶ状況の中、町財政における自主財源の要である町税収入は 7 億円を下回る状況となっております。

一般会計における歳出では、新庁舎建設工事及び丹三郎水神前地内分譲地造成工事などの大型事業の予算を計上したほか、公共施設や観光施設、町営住宅など各施設の修繕や改修等の経費、基幹系システムの標準化・共通化に対応する経費の増大、また、下水道整備に伴う起債の償還や奥多摩病院の運営に対し、一般会計から多額の補助金等が必要となる中、歳入では、国から交付される地方交付税を前年度比 2,600 万円増となる 18 億 7,000 万円で計上し、町の歳入で最も大きな割合を占める東京都支出金は 26 億円で計上いたしましたが、なお不足する財源には基金からの取崩しである繰入金を 5 億 3,000 万円にすることで財源手当をし、予算編成を行いました。その結果、令和 7 年度の一般会計の予算規模は 71 億 3,000 万円となり、前年度比較では 1 億 8,000 万円、率にして 2.6%の増となります。

基金の現在高につきましては、引き続き下水道事業における起債の償還に充当するための取崩しをはじめ、財源不足分の補填として取崩しを行うことから、令和 7 年度末には減額となる見込みであり、財政状況は極めて厳しい状況にあります。

一方、個々の事業につきましては、費用対効果の面から見直しを行っておりますが、引き続き町民皆様は何を望み、何を優先すべきと考えているのか、町民皆様の目線に立ち、それらを敏感に感じ取りながら限られた人材、限られた財源の中で創意工夫を行い、歳出全般の効率化を図るとともに、予算執行においては関係法令等にのっとり、各種の事務事業を適正かつ迅速に執行してまいります。

令和 7 年度予算につきましては、社会経済情勢を見極め、限りある財源を計画的、重点的に配分して、住民福祉の向上と少子化・定住化対策を更に推進するとともに、民間事業者や大学との連携をはじめ、住民との協創によるまちづくりを目指すこと、また、全ての事務事業の費用対効果や必要性、有益性を検証し、必要な見直し、再構築を図るとともに、デジタル技術の活用を含め、更なる創意工夫により経費の縮減と行政サービスの向上に努め、持続可能な行財政運営を推進することを基本として予算編成を行いました。

歳入の主な構成ですが、都支出金が 26 億 600 万円、構成比 36.6%、前年度比 5.1%の増で、観光施設整備等事業補助金を 2,400 万円の皆減、内水面漁業環境活用施設整備費補助金を 2,100 万円の減、都補助林道改良（舗装）事業補助金を 1,500 万円の減で見込んでおりますが、子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業補助金を 4,700 万円の皆増、参議院議員選挙費委託金を 1,100 万円の皆増で見込んでおり、都支出金全体では 1 億 2,600 万円の増額となっております。

また、東京都市町村総合交付金につきましては、前年度比 8,800 万円増の 15 億 1,800

万円で見込んでおります。地方交付税は 18 億 7,600 万円、構成比 26.3%、前年度比 1.4%の増で計上しております。

町税は 6 億 5,400 万円、構成比 9.2%で前年度比 0.1%の減となり、固定資産税、軽自動車税は増額の見込みとしておりますが、町民税個人、法人、町のたばこ税、鉱産税、入湯税を減額で見込み、町税全体では 58 万円の減額となっております。

また、積立て基金からの繰入金は 5 億 3,500 万円で、令和 7 年度におきましても多額の基金取崩しにより予算を編成しております。

内訳といたしましては、庁舎建設整備事業の財源として庁舎建設基金から 5,000 万円、下水道会計における起債償還費の財源として減債基金から 1 億 3,000 万円、町道の維持補修、災害防除工事の財源として公共施設整備基金から 8,000 万円、観光施設の改修工事の財源として、観光施設等整備基金から 300 万円、中学校における指導書購入費等の財源として、教育文化振興基金から 500 万円、その他財源不足分の補填として財政調整基金から 2 億 6,500 万円をそれぞれ取り崩し、財源手当を行っております。

このように町における歳入の 62.9%を地方交付税と東京都支出金が占め、自主財源である町税の 9.2%を大きく超える状況の中、基金を取り崩すことによる繰入金の割合も 7.5%を占め、大変厳しい状況の中で歳入の予算編成を行っております。

次に、歳出の主な財源ですが、まず民生費は 14 億 4,951 万円、構成比 20.3%で前年度比 16.9%の増となっており、少子化対策事業費が 1,400 万円の減、後期高齢者医療事業費が 1,000 万円の減、児童福祉費が 500 万円の減となっておりますが、保育所措置費が 5,800 万円の増、地域交流拠点整備助成事業費が 4,700 万円の皆増、住民税非課税世帯特別給付金支給事業費が 3,100 万円の皆増となっており、民生費全体では 2 億 1,000 万円の増額となっております。

次に、総務費は 12 億 8,666 万円、構成比 18.0%で前年度比 1.8%の増となっており、庁舎建設基金費が 9,900 万円の減、庁舎建設整備事業費が 8,200 万円の減、財産管理費が 1,600 万円の減となっておりますが、電子計算開発費が 1 億 4,900 万円の増、電子計算管理費が 2,600 万円の増、参議院議員選挙費が 1,100 万円の皆増となっており、総務費全体では 2,300 万円の増額となっております。

次に、土木費は 11 億 3,317 万円、構成比 15.9%で前年度比 6.1%の減となっており、丹三郎水神前地内分譲地造成工事が 1 億 2,000 万円の皆増、竹の平中線道路新設工事が 3,500 万円の皆増、雲仙橋補修工事が 3,000 万円の皆増、梅久保中山線災害防除工事が 2,100 万円の増、坂下中井戸線道路新設工事が 1,500 万円の増となっておりますが、川井

松葉地内分譲地造成工事が 8,500 万円の皆減、丹三郎水神前定住対策用地買収費が 3,900 万円の皆減、川井神塚東線物件補償費が 2,800 万円の皆減、松葉東線道路新設工事が 2,500 万円の皆減、子育て応援住宅建設工事が 2,000 万円の皆減となっており、土木費全体では 7,300 万円の減額となっています。

また、下水道会計に対する補助金及び負担金は、前年度比 5,300 万円減の 3 億 7,900 万円で、下水道会計における公債費は順調に償還が続いており、前年度比 3,000 万円減の 2 億 6,700 万円となっております。

令和 7 年度の一般会計予算規模は、情報システム改修費などの増により前年度を 1 億 8,000 万円、率にして 2.6% 上回る 71 億 3,000 万円となり、引き続き非常に大きな予算を執行していくこととなります。

町全体の予算規模といたしましては、一般会計のほか、特別会計であります都民の森管理運営事業、山のふるさと村管理運営事業、国民健康保険後期高齢者医療介護保険及び企業会計であります下水道事業、病院事業を加えた 8 会計合計で 107 億 7,207 万 3,000 円となり、前年度に引き続き 100 億円の大台を突破する大型予算となりました。前年度比較では 2,383 万 7,000 円、率にして 0.2% の増となります。

自主財源である町税が年々減少を続け、国や都へ財源を依存している厳しい財政状況の中、各種事業の見直し、再構築を図りながら、事業の実施に当たっては限りある財源を効果的、効率的に執行し、健全で堅実な財政運営を推進するとともに、将来の財政需要を見通し、引き続き基金への積立て及び活用を計画的に行ってまいります。

また、町税の収納率は依然高い水準を維持しており、町税は減少傾向にあるものの、貴重な自主財源でありますので、今後も収納事務の対策を緩めることなく、自主財源の確保を図ってまいります。

次に、令和 7 年度予算案の中で特に重点としている施策や新規事業につきましてご説明申し上げます。

まず総務費では、庁舎建設整備事業において、これまで皆様からいただいた様々なご意見が反映され、可能な限り多摩産材などの木材を活用した将来に繋がる新庁舎となるよう着工へ向けて準備を進めてまいります。

また、町制施行 70 周年を迎えるに当たり、住民等との協創をテーマに策定した第 6 期長期総合計画のスタートに合わせて、官民一体となった記念事業を実施してまいります。

更には過疎化が進む当町において町民皆様が安心して暮らしていけるよう、町の実情や集落の課題を把握し、目配りを行うコーディネーター役として集落支援員を配置し、集落

対策を推進してまいります。

次に、民生費では、高齢者の日常生活におけるコミュニケーションの促進を図り、積極的な社会参加等の支援に資するため、高齢者補聴器購入費助成事業を実施するとともに、乳児期の子育てにかかる経済的負担を軽減し、乳児の健やかな成長の促進を図るため、乳児用おむつ助成事業を実施してまいります。

また、子どもを中心とした地域交流拠点整備事業として、誰もが気軽に立ち寄り食事をとりながら交流の場を提供する「みんなの食堂」、子どもと大人が相互に遊びを伝え合うことで、世代間交流の場を提供する「みんなのあそび場」、デジタルを活用しながら相互学習の場を提供する「デジタル寺子屋」、移住・定住に関心を持つ家庭に対する「親子体験型宿泊事業」等を一体的に提供し、町と住民、事業者等が連携した地域の居場所づくりを推進してまいります。

更には地域の高齢者の食事会を通じて交流の場を確保することで、高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流を促進することを目的とした「長寿ふれあい食堂」や認知症予防のための体操・ゲームの実施、認知症の相談など、住み慣れた地域で生活できるよう社会参加の機会をつくることを目的とした集いの場「来るつく〜」、また、子どもたちの自主的な参加と過ごし方、地域の皆様のご協力のもと、学校の空き教室や校庭等を放課後に利用し、安心して子どもたちが過ごせる「放課後居場所づくり事業」の充実を図ってまいります。

次に、衛生費では、各種検診事業、保健推進活動事業、定期予防接種事業、食育推進事業、健康相談事業などの疾病予防に繋がる事業を実施するほか、健康維持のための口腔ケア実施体制を推進していくとともに、地域医療体制及び医療保険制度の適切な事業運営が図られるよう着実に努めてまいります。

次に、農林水産業費では、町の豊かな自然で育まれるワサビや治助芋など、奥多摩ならではの野菜や鹿肉等の特産物を観光資源として持続的に生産、活用できるよう環境整備や体制づくりを推進するとともに、引き続き農作物有害鳥獣対策を実施してまいります。

また、内水面漁業の振興などに携わる地域おこし協力隊員1名の採用を予定しており、現隊員と連携し、地域資源を活用した取組が新たな付加価値を生み出し、6次産業化に繋がるよう引き続き支援してまいります。

次に、商工費では、町の観光振興に係る課題解決へ向けて株式会社さとゆめ及び大手旅行会社のH I S と連携し、民間企業の専門知識、業務経験、人脈、ノウハウ等を活用した企業派遣型地域活性化起業人制度を新たに導入いたします。

また、雲取山の奥多摩小屋跡地の活用について、東京都が整備した五十人平野営場の管理運営を新たに受託いたします。

更には小河内振興財団への人的支援策として、地域おこし協力隊員1名の採用を予定しており、小河内地区の観光振興やコミュニティの活性化に繋がるよう支援をまいります。

次に、土木費では、定住人口の増加に繋げるため、川井松葉分譲地の販売を開始するとともに、丹三郎水神前地内分譲地造成事業を実施いたします。

また、東京都と連携して、移住事例や地域で活躍する移住者、関係人口と地域住民が連携した取組などを広く発信するとともに、空家の利活用を積極的に展開し、町内への移住、定住が図られるよう推進してまいります。

これらの事業の実施に当たっては、地権者や空家所有者をはじめ、地域の皆様のご理解、ご協力が不可欠でありますので、今後も皆様方のご理解、ご協力を得ながら定住施策を推進してまいります。

次に、消防費では、第4分団栃久保詰所建設工事のほか、防火衣や消防用ホースの購入など、消防団活動に必要な資機材の充実を図ってまいります。

また、自然災害等への備えといたしまして、引き続き警察、消防及び東京都等の関係機関と連携を図りながら危機管理体制の強化に努めてまいります。

次に、教育費では、他地域や海外の人材と積極的に交流できる機会を提供するため、友好交流を締結した神津島村での洋上セミナーのほか、海外との交流としてオーストラリアへの海外派遣事業など、引き続き実施してまいります。

また、各学校における施設や設備については、小・中学校補修工事や氷川小学校及び奥多摩中学校立木伐採枝打ち作業委託など、児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう教育環境を整備いたします。

次に、令和7年度の組織に関する事項ですが、多様な行政需要への対応と各課の業務を最適化するため、限られた職員数の中、役場組織の見直しを行っているところであり、移住・定住・子育て環境の充実を図るため、一体的な執行体制とすることから、若者定住推進課と福祉保健課子育て推進係を統合し、課の名称を子育て定住推進課といたします。

次に、令和7年第1回町議会定例会に提出します案件については、条例の一部改正7件、法改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定3件、指定管理者の指定1件、契約案件2件、令和6年度の一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算案6件、令和7年度の一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算案8件の合計27件となっております。

これら議案の具体的な内容につきましては、副町長はじめ所管の課長から説明させていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

庁舎建設整備事業では、令和4年度に検討を重ねた庁舎建設委員会からの答申並びにこれまでに実施した住民説明会やパブリックコメントなどでいただいたご意見を踏まえつつ、若手職員等で構成する新庁舎における職場環境検討委員会を通じた全庁職員からの意見を盛り込みながら、庁舎建設基本構想・基本計画に掲げられた基本理念の一刻も早い実現に向けて取組を進めてまいりました。

令和5年9月からは、庁舎建設基本計画に基づき、シェルター・大建設設計共同企業体とともに設計作業に取り組み、令和6年5月の基本設計の完了を経て、今月中には実施設計が完了する見込みとなりました。

なお、建設工事費につきましては、昨今の建設資材費や人件費の更なる高騰等を受け、大幅な上昇傾向にあります。引き続き基本計画のコンセプトに影響のない範囲で設計内容を精査し、工事費の抑制に努めてまいります。

財源につきましては、庁舎建設基金のほか、多摩産材利用に係る補助金や森林環境譲与税などを有効に活用するとともに、東京都市町村総合交付金及び東京都振興基金など、東京都のご支援をいただけるよう財源確保の努力は惜しまず進めてまいります。

また、建設業界における働き方改革が進んでいる中、工事発注者側の町としても適正な工期設定が求められていることや、工事の発注手続に要する期間も考慮し、全体的な工程の見直しを行い、令和7年度の着工は変わりませんが、竣工時期を令和9年度とする計画へ変更することといたしました。

次に、多摩大学との大学連携事業では、多機能型地域活性化拠点「AUBA（アウバ）」がオープンから1周年を迎えるに当たり、町制施行70周年記念事業を含め、学生の若い力を借りながら、そして、地域皆様のご理解をいただきながら、引き続き連携を図ってまいります。

また、野村不動産ホールディングス株式会社が設立した森をつなぐ合同会社と連携し、健全な森林の育成や地域材を活用するなど、持続可能な森林経営の実現に向け取組を進めるとともに、「森をつなぐ東京プロジェクト」をきっかけとした関係人口の増加にも努めてまいります。

そして、JR東日本と株式会社さとゆめの共同出資会社沿線まるごと株式会社では、この5月にS a t o L o g u e（さとろーぐ）の宿泊棟が開業する予定であり、この開業を

機に、青梅線沿線をまるごと楽しめるホテルの世界観を構築し、新たな滞在型観光、マイクロツーリズムの創出に向け、引き続き連携を図ってまいります。

結びに、第6期長期総合計画に掲げるまちの将来像の実現に向けて、これまでの経験と人脈を最大限に活用し、全力で取り組むとともに、町民皆様との協働及び議員皆様との議論を踏まえ、町民皆様方が安全で安心して生活できますことを基本として、様々な事業の財源確保には不退転の覚悟で臨む所存でありますので、町民皆様、議員皆様のより一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げまして、令和7年第1回奥多摩町議会定例会の開会に当たっての私の施政方針とさせていただきます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、町長の挨拶及び施政方針表明は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、11時5分から再開します。

午前10時50分休憩

午前11時05分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより審議に入ります。

日程第6 議案第1号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 岡部 優一君 登壇〕

○住民課長（岡部 優一君） 議案第1号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明をいたします。

理由でございますが、国民健康保険税の所得割額及び均等割額を改定するため、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文及び新旧対照表もございますが、条例の改正に関する説明資料として、タブレット端末に「議案第1号概要資料」というファイルがございますので、こちらの資料でご説明させていただきます。表題に「奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正概要」と記載のある資料でございます。

はじめに、第3条から第7条につきましては、奥多摩町国民健康保険事業における東京都への納付金の対応及び赤字解消に向け国民健康保険税について税率及び税額を改定する

ものでございます。

項番 1、医療基礎分では、①所得割額「100 分の 5.90」を 0.30 引上げ「100 分の 6.20」に、②均等割額「29,500 円」を 3,600 円引上げ「33,100 円」に改めるものでございます。

項番 2、後期高齢者医療支援金等分では、①所得割額「100 分の 2.00」を 0.10 引上げ「100 分の 2.10」に、②均等割額「11,000 円」を 1,600 円引上げ「12,600 円」に改めるものでございます。

項番 3、介護納付金分では、①所得割額「100 分の 1.95」を 0.10 引上げ「100 分の 2.05」に改めるもので、②均等割額につきましては、改定はございません。

次に、第 20 条につきましては、均等割額の改定に伴い、低所得者及び未就学児に対する均等割額の軽減額につきまして改定するものでございます。

はじめに、低所得者に対する均等割額の軽減措置では、法令に定められた所得金額を下回る世帯に対して、所得金額に応じて 7 割、5 割、2 割の軽減措置を適用するものでございます。

項番 1、7 割軽減が適用される被保険者の均等割軽減額では、①医療基礎分「20,650 円」を「23,170 円」に、②後期高齢者支援金等分「7,700 円」を「8,820 円」に改めるもので、③介護納付金分につきましては、以後同様でございますが、均等割額の改定がないため、変更はございません。

項番 2、5 割軽減が適用される被保険者の均等割軽減額では、①医療基礎分「14,750 円」を「16,550 円」に、②後期高齢者支援金等分「5,500 円」を「6,300 円」に改めるものでございます。

2 ページをご覧ください。項番 3、2 割軽減が適用される被保険者の均等割軽減額では、①医療基礎分「5,900 円」を「6,620 円」に、②後期高齢者支援金等分「2,200 円」を「2,520 円」に改めるものでございます。

次に、未就学児に対する均等割額の軽減措置につきましては、加入世帯全ての未就学児の均等割額を 5 割軽減するもので、既に 7 割、5 割、2 割の軽減措置を受けている世帯の未就学児につきましては軽減後の均等割額が更に 5 割軽減されるため、7 割軽減世帯では実質 8.5 割軽減に、5 割軽減世帯では実質 7.5 割軽減に、2 割軽減世帯では実質 6 割軽減になるものでございます。

項番 1、7 割軽減が適用される世帯の未就学児の均等割軽減額では、①医療基礎分「25,075 円」を「28,135 円」に、②後期高齢者支援金等分「9,350 円」を「10,710 円」

に改めるものでございます。

項番 2、5 割軽減が適用される世帯の未就学児の均等割軽減額では、①医療基礎分「22,125 円」を「24,825 円」に、②後期高齢者支援金等分「8,250 円」を「9,450 円」に改めるものでございます。

項番 3、2 割軽減が適用される世帯の未就学児の均等割軽減額では、①医療基礎分「17,700 円」を「19,860 円」に、②後期高齢者支援金等分「6,600 円」を「7,560 円」に改めるものでございます。

項番 4、軽減が適用されない世帯の未就学児の均等割軽減額では、①医療基礎分「14,750 円」を「16,550 円」に、②後期高齢者支援金等分「5,500 円」を「6,300 円」に改めるものでございます。

3 ページをご覧ください。国民健康保険税の税額計算例といたしまして、上段の表は、計算方法と改定前後の税率等を記載してございます。中段の表は、均等割の軽減基準額及び軽減割合を記載してございますので、後程ご一読いただければと存じます。

4 ページをご覧ください。このページからは 4 パターンのモデルケースを用いて現行税率と改定税率の比較をしてございます。

はじめに、現行税率との比較①といたしまして、総所得金額が 300 万円の 40 代の夫婦と子ども 2 人の 4 人世帯を仮定した場合でございますが、現行税率では年税額 44 万 300 円に対し、改定税率ですと年税額 47 万 3,900 円となり、一番下の表にございますとおり、年間 3 万 3,600 円の増額、8 回の各納期では 1 期につき 4,000 円ほどの増額となります。

5 ページをご覧ください。比較②といたしまして、総所得金額 100 万円の 40 代の夫婦と未就学児 1 人の 3 人世帯を仮定した場合は、均等割軽減判定基準を下回る 5 割軽減世帯に該当し、更に未就学児の 5 割軽減も該当いたします。現行税率では、年税額 11 万 9,300 円に対し、改定税率ですと年税額 12 万 8,000 円となり、年間 9,400 円の増額、1 期につき 2,000 円ほどの増額となります。

6 ページをご覧ください。比較③といたしまして、総所得金額は 200 万円の 70 代の夫婦 2 人世帯を仮定した場合でございますが、現行税率では年税額 20 万 5,000 円に対し、改定税率ですと年税額 22 万 1,700 円となり、年間 1 万 6,700 円の増額、1 期につき 2,000 円ほどの増額となります。

7 ページをご覧ください。比較④といたしまして、総所得金額が 40 万円の 70 代の夫婦 2 人世帯を仮定した場合は、7 割軽減世帯に該当し、現行税率は年税額 2 万 4,300 円に対し、改定税率ですと年税額 2 万 7,400 円となり、年間 3,100 円の増額となります。

ページをお戻りいただきまして2ページをご覧ください。下段になりますが、最後に附則といたしまして、第1項、施行期日でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

第2項、適用区分でございますが、この条例による改定後の奥多摩町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第1号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。高橋議員。

○9番（高橋 邦男君） 9番、高橋です。

3点ちょっと質問させてください。

1点目なんですけど、町の国保税の金額です。東京都の中でどの程度、市町村の中で結構なんですけど、どの辺に位置しているのかということ。それが1点目。

それから2点目は、町の被保険者数、それと年齢構成です。大まかな分け方で結構です、年齢構成のほうは。それが2点目。

それからもう一点は、保険税を引き上げざるを得ない事情があるということだと思ふんですけども、町はその要因をどういうふうに分析しているのか。分かる範囲でお願いしたいと思います。

以上3点お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（岡部 優一君） 9番、高橋議員の3点のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の国保税の金額の状況ということでございますが、東京都の26市4町村、30市町村の中でというところで令和6年度の状況でございますが、試算条件といたしまして2人世帯の60代の夫婦世帯収入が330万円というところで数字が出ているものがございまして、そちらでご説明をさせていただきたいと思ひます。

そちらでいたしますと、町の年税額でございますけれど、こちらのシミュレーションの場合ですと10万8,800円となります。一番高いところが八王子市というところで16万3,200円、一番低いといひましょうか、安いといひましょうか、市が府中市ということで8万4,200円となっております。

金額の順位ということですが、町は30市町村中21番目に高い、下から10番目と

いうところの位置でございます。

次の被保険者数の数ということですが、令和 7 年 3 月 1 日現在の被保険者数をお伝えさせていただきますと 1,036 名でございます。年齢別ということで年少人口に当たります 15 歳未満の方につきましては 52 人、生産年齢人口であります 15 歳から 64 歳の方が 413 人、老年人口の 65 歳以上という方ですと 571 人となっております。率にいたしますと 55% ぐらいの方が高齢者というような状況でございます。

それと国民健康保険税を引き上げざるを得ない状況というところでございますけれど、まずこの国民健康保険事業の運営というところなんですけれど、東京都に対して納付金というものを納める形になります。こちら各市区町村における被保険者数であったり、事業の状況を東京都のほうが算定いたしまして、各国・都の補助金を除いた額を都のほうに納付するという仕組みになっております。

この事業納付金につきましては各市区町村のほうで保険税で賄うべきということが示されておりまして、通常毎年度、東京都から事業納付金に対応するため、その金額と標準税率というものが示されております。

東京都の管内の各市区町村においては、令和 12 年度までにこの事業納付金ベースの標準保険料に目指すべきとされております。このため町といたしましては、令和 5 年度に国保運営協議会を 3 回ほど開催いたしまして、令和 12 年度に向け、税率、或いは税額をどうしていったらいいかという議論をいただきました。その中に令和 5 年度当時の標準保険額に合わせて、大体それぐらいになるようにということで、令和 12 年度のその当時の目標値というような形を定めたところでございます。

現在ご承知のとおり、法定外繰入れも入れていて、なかなか減らないという状況でございます。今後につきましては令和 12 年度以降も東京都が全て後期高齢者医療のような形で一体的に事業を行っていくというような検討がされているところもございます。このような状況もございまして、この事業納付金ベースというような標準保険料に近づけるように、段階的に上げていく必要がございますので、ご理解のほどをいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

2 月 6 日に開催された東京都国保運営協議会で、東京都は 2025 年度の国の確定係数による納付金額を決定し、明らかにしました。それによると、1 人当たりの納付金額も保険料も引き下がっています。都が示す法定外繰入れを行わない場合の 1 人当たりの保険料は

17万9,856円で、2024年度と比べて1万580円の値下げです。

1人当たりの納付金額や保険料が引き下がる結果となった要因は、2023年度から2024年度にかけての医療給付費の伸びの見通しを実際よりも大きく見ていたことがあります。そのため2023年度の都の国保特別会計決算では約235億円もの剰余金が生じ、都国保運協では、各自治体からの要望を受けて、この剰余金の一部を来年度の納付金算定に活用して、納付金額を減額したことも明らかにしています。その結果、保険料が引き下がることになりました。

都は、自治体別の2025年度の標準保険料率、また納付金一覧と、それを基に算定した自治体別1人当たり保険料額を示していますが、それによると、奥多摩町の2025年度確定係数に基づく1人当たり保険税額は、法定外繰入れを行わない場合、2024年度の16万4,775円と比べてマイナス7.76%の15万1,996円と示されています。東京都への納付金額は減額されています。異常な物価高騰で厳しい家計のやりくりを強いられている町民のことを思えば、保険税額を引き下げるべきだと考えます。しかし、今回の条例改正案では、ほぼ全ての加入者の保険税額が引き上げられます。

先程高橋議員のご質問で、引上げとなる理由は、12年度の標準保険料率を目指してということでありましたが、国保運協では、現在の町民の物価高騰で苦しい生活を強いられている等のそういう意見は出なかったかというのをお聞きします。

また、算定に当たって基金や一般会計の法定外繰入れの実施はあるのか伺います。

○議長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（岡部 優一君） 5番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

2点ございまして、まず1点目のところで、確定係数で下がっているけれどというお話と、国保の運営協議会の意見ということで、まず1点目を回答させていただきます。

令和6年度は1月に国保運営協議会を開催いたしました。5年度に6年度、7年度分の税額も含めて協議をしていただいて、答申をしていただいているところでございますので、6年度の運営協議会につきましては1回の開催となっております。

税率につきましては5年度に答申をいただいたポイントをそのままご審議いただいてご決定をいただいているというところでございます。

議員のお話で、まず東京都全体といたしまして、令和7年度の確定係数が令和6年度に比べると下がっているという、標準保険料率が下がっている、納付金が下がっているというお話でございます。実際そちらのほうのおっしゃるとおりでございます、納付金ベースとしては下がっている状況でございます。

一方で、標準保険料率といたしましては、奥多摩町におきましては 12 年度で目指しておりますところが令和 5 年度に示された令和 6 年度分の係数を採用してございまして、そちらに向かって段階的に上げてくという計画を立てております。

それで令和 7 年度の確定係数で下がっているという部分もございしますが、そちらの標準保険料にはまだ届いておりませんで、乖離がある状況でございます。ですので、昨年度決定したものをまた今年度すぐ変更するということではなくて、そのまま令和 7 年度分について今回お示しさせていただいた税率及び税額でよろしいということでご意見をいただいたところです。

また社会情勢等も変わりますので、今後につきましては、段階的に国と都の状況を見ながら、社会情勢を見ながら、その辺りは変更をするべきということで協議をしていくということで進んでまいりました。

国保の運営協議会の中でのご意見といたしましては、やはり物価高、何もかもが上がっている状況がある中で、国民健康保険税が上がるというところには懸念があるというか、上げないで済むのでしたら上げたくない、ただし、今の奥多摩町の国民健康保険の運営状況を見ますと、これは上げざるを得ないというようなご意見がございました。

令和 7 年度につきましては、そのような状況でしたので、予定を上げないで据え置いてほしいとかという意見はございませんでした。

また、2 点目の法定外繰入れというところでございますが、町の国保財政健全化計画というところございまして、財政の赤字の削減と解消という計画がございします。平成 30 年度から令和 11 年度までの 12 か年というところで、その当時 30 年度が法定外繰入れが 4,000 万円あったというところで、これを国保の一体化が実施されるだろうという 15 年度に向け解消するという目標を立ててございます。

令和元年度に 450 万円、法定外の繰入れを減額いたしまして、ここ数年では 3,550 万という形で一定の金額で推移をしております。

それと、町の基金がございしますので、予算上はそちらの基金を充当しながら、取崩しをしていって赤字のほうを削減していくというような見込みでいたところなんです、令和 6 年度の基金がかなり取り崩している状況でございます。このため令和 7 年度のこちらの予算編成につきましては、法定外繰入れというところをこれまでの 3,550 万円から 1,050 万円を増額いたしまして 4,600 万円計上しております。

こちらのほうでご提案をさせていただきますので、法定外も増やして税額も増やさざるを得ないという状況でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。澤本議員。

○6番（澤本 幹男君） 6番、澤本です。

事例の4件を提示していただいたんですけど、実質的に多いのは、人によって大分現行税率との比較ということで、4つの例を出してあるんですけど、実際どれが多いのか、ちょっと分かりづらいんです。すみません、もし分かったら、どういう場合が多いかなと思ひまして、よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（岡部 優一君） 6番、澤本議員のご質問にお答えいたします。

正直なところを申し上げまして、どの構成が多いかというところまでは実は分析ができておりません。

また、こちらのほうの算定につきましても、先程被保険者数のお話をさせていただいたところなんですけれど、半数以上が高齢者の方というところで、年齢別を見ますと、本当に逆三角形のピラミッドのような状況になっているところでございます。そちらの影響額というところも個別の算定がなかなか難しくございまして、例年10月1日現在の被保険者の状況、それとあと、こちら所得も関係してございますので、そちらの推移というのがなかなか分かりませんので、予算編成につきましてはその辺りは加味できませんので、人数と今の現行の令和6年度の課税状況を推計いたしまして計上というか、予算上はしているところでございますので、ちょっと答えになっていなくて申し訳ないんですが、細かなところの年齢別とか、どのパターンが多いかというところまでは全体的に対応を行っているため、掴んでいないのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第1号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第1号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

議案第1号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対する立場で討論

を行います。

本議案は、2025 年度の国民健康保険税を引き上げるものです。2025 年度の奥多摩町国民健康保険税率は、医療基礎分の所得割が 5.90%から 6.20%へ 0.30%の引上げ、均等割が 2 万 9,500 円から 3 万 3,100 円へ 3,600 円の増、後期高齢者支援金等分の所得割が 2.00%から 2.10%へ 0.10%の引上げ、均等割が 1 万 1,000 円から 1 万 2,600 円へ 1,600 円の増、介護給付金分の所得割が 1.95%から 2.05%へ 0.10%の引上げ、均等割限度額の変更はなしとのことです。

町が示した 2025 年度収入別世帯構成別の保険料試算モデルケースの資料を見ると、給与収入 430 万円、配偶者 90 万円、総所得金額 300 万円の 40 代夫婦と子ども 2 人の世帯では、今でも年 44 万 300 円と重い保険税であるのに、3 万 3,600 円も増額され、47 万 3,900 円と 50 万近い負担となります。

総所得金額 100 万円の 40 代夫婦と未就学児 1 人の自営業世帯では、5 割軽減、未就学児軽減を受けてもなお 9,400 円増の 12 万 8,700 円と所得の 1 割を超える税額です。

年金収入が夫のみで、総所得金額 40 万円の 70 代夫婦は 7 割軽減されますが、それでも 2 万 4,300 円から 2 万 7,400 円と 3,100 円の増額です。

所得税や町民税などに比べてべらぼうに高い国保税は、物価高騰で苦しむ町民の大きな負担になっています。

保険税が上がり続ける要因の一つが加入者の減少です。社会保険加入対象が拡大され、国保から社保へ移行する人が増加しており、今後更に加入者の減少が見込まれています。しかし、その影響に対する国の財政的支援策はありません。

現行の国保制度がスタートした 1960 年代、当時首相の諮問機関だった社会保障制度審議会は、加入者に低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国保は相当額国庫負担する必要があると勧告しました。国が予算を投入することで、国保と健保の保険料の格差を是正するのが当初の制度の理念です。

ところが、自民党政権が国保の国庫負担の削減・抑制を続ける一方、国保に加入する人の高齢化、貧困化が進んだことで国保料の値上げが止まらなくなり、国保と健保の保険料の格差は一層広がりました。国庫負担を引下げ続けてきた国の責任は重大です。

基金を取崩し、法定外繰入れを増額しても保険税額を引上げざるを得ない状況は、町の国保運営の限界を示しています。議会を挙げて保険税の引上げではなく、国庫負担の引上げこそ求めていくことを呼びかけて、本議案に反対し、討論を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 失礼しました。議案第 1 号について異議がありましたので、討

論をはじめたんですが、大澤議員、今のは反対討論でよろしいでしょうか。

○5番（大澤由香里君） はい。

○議長（小峰 陽一君） ありがとうございます。

次に、第1号について賛成の議員の討論を行います。高橋議員。

○9番（高橋 邦男君） 9番、高橋です。

自分のほうは、第1号議案に賛成の立場で討論を行います。

国保制度というのは、制定から60年以上が過ぎたと。そして、途中で新たな制度に変わってから7年が経過したということになっています。

この国保制度は、加入者の保険料と公費で運営されていますけれども、現在、医療費の増大、それから、加入者の高齢化などにより財政状況が極めて深刻な状況にあります。

私は、できるものならば公費を増やして加入者の負担を抑えるべきと思いますが、ただ、会社員の方や公務員の方など国保に加入していない方もたくさんおられます。また、一番の問題というのは、やっぱり国や町の財政状況から現時点では公費の増大は難しいものと思われまふ。今後のことでは、ますますこの少子高齢化が進んで医療費も増大することが予想されます。

ちなみに、町の医療給付費、高額治療費も含んでいますが、5年度決算を見ましたら約4億3,700万円という金額が出ていました。それに対して7年度の予算案を見たんですが、こちらでは約5億3,200万円。すなわち約9,500万円増を見込んでいます。この国保制度を持続可能な制度にするためには、1つには、国側が更に財政基盤の拡充・強化を図り、公費の投入を増やせるようにすることがまず不可欠だと思います。ただ、もう一つ加入者側にも努力しなさいいけない点があるかなというふうに思っています。加入者側の医療費の削減のためにすべきこと、例えば生活習慣の見直しで健康づくりに真剣に取り組むこと、それから、何かあったときに医療機関への早期受診、それから治療、これも非常に大切なと思います。また、医薬品についてもジェネリック医薬品の利用なども考えていかなさいいけないのかなというふうに思っています。

7年度もスタートするわけですが、7年度も都の支出金から保険給付費等の交付金と補助金合わせて約5億6,600万円、町の一般会計からも7,200万円強の繰入れが計上されています。また、低所得者や子育て支援に対する均等割額の軽減措置を引き続き適用されるということから、私はこの第1号議案 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成したいと思います。

○議長（小峰 陽一君） ほかに反対の討論者はいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 次に、議案第 1 号について賛成の討論者はいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ないようですので、議案第 1 号の討論を終結します。

これより採決します。日程第 6 議案第 1 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 1 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7 議案第 2 号 奥多摩町宅地分譲条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。若者定住推進課長。

〔若者定住推進課長 坂本 秀一君 登壇〕

○若者定住推進課長（坂本 秀一君） それでは、タブレットの議案第 2 号をご覧ください。議案第 2 号 奥多摩町宅地分譲条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、宅地分譲の選定において申込み方法を改めるため、規定を整備する必要があるためでございます。

改正の趣旨は、分譲の申込みに際し、現状では区画を指定しなければならないことから、区画によっては当選確率に差が出る可能性があることから、当選確率を平等にすることが主な改正でございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。3 ページの新旧対照表をご覧ください。

第 5 条分譲の申込では、「区画を指定し、」を削り、第 6 条分譲対象者の選定では、「1 区画の」を削り、分譲地へ申込みすることにより、当選順に希望する区画を購入できるように改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、2 月 27 日開催いただきました議会全員協議会でご説明いたしました分譲地の町民の方への優先申込みにつきましては、宅地分譲条例施行規則で改正させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

以上で、議案第 2 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 2 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 2 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 2 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 2 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 2 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8 議案第 3 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○総務課長（山宮 忠仁君） タブレット端末の議案第 3 号をご覧ください。議案第 3 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）の改正に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律 27 号）が改正されたこと、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する政令（令和 6 年厚生労働省令第 119 号）が公布されたことに伴い、令和 6 年 12 月から被保険者証が廃止となり、マイナンバーを用いた情報連携により医療保険の加入関係を確認できるよう規定を整備する必要があるためでございます。

改正の趣旨でございますが、只今申し上げました法律等の改正に伴い、関連いたします町の条例におきましても条項ずれが生じることなどから、所要の改正を行うものです。

それでは、条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。タブレット端末 5 ページの新旧対照表をご覧ください。

今回一括で整理いたします関係条例は 2 つの条例となります。

はじめに、関係条例の整理に関する条例の第 1 条関係といたしまして、奥多摩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正でございます。

こちらにつきましては、5 ページから 8 ページにかけまして新旧対照欄でそれぞれ改正部分が複数ございますが、法律の引用条項に関する改正部分につきましては、5 ページ中段の第 2 条定義の第 10 項の 5 行目におきまして「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、次に、第 12 条利用及び提供の制限では、第 5 項中第 38 条第 1 項第 1 号の項中、次の 6 ページをご覧くださいまして、同表内の下から 6 行目となりますが、「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改めまして、改正法の引用条項について整理を行うものです。

只今ご説明いたしました部分以外の改正につきましては、文言の追加、削除、或いは修正等により整理を行うものですので、後程ご確認をお願いいたします。

次に、恐れ入りますが、8 ページをご覧ください。8 ページの下段になりますが、関係条例の整理に関する条例の第 2 条関係といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございます。第 2 条の定義では、次の 9 ページをご覧くださいまして、第 1 項第 2 号中、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同項第 3 号中、「第 2 条第 12 項」を「第 2 項第 13 項」に改め、同項第 4 号中、「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改め、改正法の引用条項について整理を行うものです。

恐れ入りますが、4 ページにお戻りください。別表第 2（第 4 条関係）につきまして表を改めるものでございますが、第 4 条では個人番号の利用範囲について定めており、具体的には、第 2 段に掲げる事務を処理するために必要な限度で、第 3 欄に掲げる特定個人情報について利用することができるとしております。

今回の法改正では、冒頭ご説明いたしましたとおり、被保険者証の廃止に伴い、マイナンバーを用いた情報連携により医療保険の加入関係を確認できるようにすることとされたため、別表第 2 では、各事務に対応いたします特定個人情報の欄に医療保険関係情報がそれぞれ記載されております。

附則といたしまして、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 3 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

ご説明ありがとうございます。現在、奥多摩町におけるマイナンバーの登録の、大体でいいので、人数分かれば教えていただきたいんですけど。

○議長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（岡部 優一君） 4番、相田議員のご質問にお答えいたします。

あくまで概算でということでお聞きいただきたいと思います。先日、国のほうから奥多摩町における交付枚数というのが定期的に来てございまして、それは町のほうで交付した数でございまして、住民の方が持っているというところはまた別の数字になりまして、それらを基に奥多摩町の人口、それと保有している人の数も出ておりましたので、そちらのほうを計算いたしますと、すみません、持っている方の人数でなくて申し訳ないんですが、およそ70%という数字でございました。その中で、本当に概算ではございますけれど、特別養護老人ホームに入られている方の所有が低いという状況がございますので、そちらを加味した数字でございますけれど、在宅における生活している方の概ねの所有率といたしますと80%ぐらいかなと想定しております。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第3号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第3号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第8 議案第3号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) 異議なしと認めます。よって、午後1時から再開します。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長(小峰 陽一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第9 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

[総務課長 山宮 忠仁君 登壇]

○総務課長(山宮 忠仁君) タブレット端末の議案第4号をご覧ください。議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の施行に伴い、再犯防止対策の観点から、自由刑の単一化が掲げられ、懲役及び禁錮を新たな自由刑(拘禁刑)に単一化することに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

それでは、条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。タブレット端末4ページの新旧対照表をご覧ください。

今回一括で整理する関係条例は6つの条例となります。

はじめに、関係条例の整理に関する条例の第1条関係といたしまして、奥多摩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、第6章罰則の第53条から第55条中、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

次に、第2条関係の奥多摩町個人情報保護法施行条例では、5ページにかけまして附則第3条第5項及び第6項中、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

次に、第3条関係の奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例では、第18条の2第1項第2号及び第3号並びに第18条の3第1項第1号及び第3項第1号中、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

次に、6ページをご覧ください。第4条関係の奥多摩町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例では、第25条第1項中、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

次に、第5条関係の奥多摩町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例では、第5条

第1項第1号中、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

次に、第6条関係の奥多摩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例では、第7条第1項第1号中、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

附則といたしまして、第1項で、この条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。

次に、附則第2項及び第3項では、7ページにかけまして罰則の適用等に関する経過措置について、第4項では、人の人格に関する経過措置について及び第5項では、奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部の改正に伴う経過措置について、それぞれの事案に対応するみなし規定を定めております。

以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第4号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第4号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第4号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第9 議案第4号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第5号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○総務課長（山宮 忠仁君） タブレット端末の議案第5号をご覧ください。議案第5号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

それでは、条例改め部分もございますが、新旧対照表でご説明いたします。タブレット端末 3 ページの新旧対照表をご覧ください。

今回一括で整理する関係条例は 2 つの条例となります。

はじめに、関係条例の整理に関する条例の第 1 条関係といたしまして、奥多摩町国民健康保険病院事業の設置に関する条例でございます。第 4 条議会の同意を要する賠償責任の免除中、「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改めるものです。

次に、第 2 条関係の奥多摩町下水道事業の設置等に関する条例でございます。第 6 条議会の同意を要する賠償責任の免除中、「243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 5 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 5 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 5 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 5 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 10 議案第 5 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 5 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11 議案第 6 号 奥多摩町災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○総務課長（山宮 忠仁君） タブレット端末の議案第6号をご覧ください。議案第6号奥多摩町災害対策本部条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、昨今の災害の増加、激甚化、多様化に伴い、災害対策本部組織の運用をより柔軟に行うことを可能とするため、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の条例改正につきましては、令和6年11月28日に開催されました議会全員協議会におきまして奥多摩町地域防災計画の改定素案についてご説明させていただきました内容を反映しているものであり、この中で災害対策本部組織に関しましては、これまでの部及び班体制から班のみの組織とし、災害対応における各フェーズに臨機応変に対応可能な組織体制に変更する内容といたしました。

それでは、条例改め分もございますが、新旧対照表でご説明いたします。タブレット端末3ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条本部の組織では、第1項中、「及び部」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中、「及び部」を削り、職員の次に「（以下「災害対策本部員」という。）」を加え、「町規則」を「規則」に改め、同項を同条第2項とするものです。

次に、第3条職務では、第3項を削り、同条第4項中、「命をうけ」を「命を受け」漢字に改め、同項同条第3項とし、同条第5項を削るものです。

次に、第5条委任では、「町長が別に定める」を「規則で定める」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第6号の質疑を行います。質疑はありませんか。大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

今までより柔軟に災害対策本部の運用ができるようにということなんですが、具体的に今まではこうだったけれども、これを変えることによってこういうことができるみたいなご説明がありましたらお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 5番、大澤議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

今回の条例改正によりまして柔軟に対応可能なということでご説明をさせていただきます。

した。具体的にどのような変更点というか、実際の現場でどう変わるのかというようなご質問の内容かと思います。

現状の地域防災計画の中でも災害対策本部の組織図というものがございまして、それで行きますと総務部であるとか民生部ということで、幾つかの課が寄り添って一つの部を構成しているということで、7部あるという状況です。今回はこういった部を取り払って、その1個下といいますか、班体制ということで組織をさせていただきますが、実際に部ということで、今まで組織立てをしていただいていたのですが、例えば平成26年の大雪のときであるとか、それから、令和元年の台風19号の際も、要は要綱上といいますか、組織図どおりになかなかそれが運用がいかないという部分があります。実際、令和元年の台風19号の際も例えばですけれども、企画財政課というのは財務部というところに入っているんです。でも、実際に台風の際には、水道局の断水対応をしていたという実情がありますので、今回、班ということと、もう一つ実際にそこも班はあるんですけど、例えば避難所の運営とかで、結局そのときの参集具合によって職員が必ずしも100%いるとも限らないので、チームというような編成をさせていただいて、お互いを補完し合う形で運営をさせていただきたいという趣旨の今回の改正によりまして、その元となる条例のほうも班にさせていただいたという内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第6号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第6号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第11 議案第6号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第7号 奥多摩町の課に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○総務課長（山宮 忠仁君） タブレット端末の議案第7号をご覧ください。議案第7号奥多摩町の課に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、事務の効率化を図るために組織機構の見直しを行うものであり、このことに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の条例改正の趣旨といたしましては、組織機構の変更に伴い、課及び事務分掌の規定の見直しを行うものでありますが、具体的には現在、福祉保健課が所管する子育て推進係を若者定住推進課の所管に変更し、併せて同課の名称を子育て定住推進課とし、移住、定住、子育て環境の充実を図るため、一体的な執行体制とするものでございます。

それでは、条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。タブレット端末5ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条課等の設置では、「若者定住推進課」を「子育て定住推進課」に改めるとともに、組織上の順番を住民課の次に配置するものです。

次に、第2条事務の分掌では、若者定住推進課の第1号から第3号までの事務分掌を子育て定住推進課の事務分掌とするとともに、新たに第4号として「児童福祉に関すること」を加えるものです。

附則といたしまして第1項の施行期日では、この条例は、令和7年4月1日から施行することを定め、関連条例の一部改正では、第2項で奥多摩町議会委員会条例の一部改正といたしまして、恐れ入りますが、次の6ページの当該新旧対照表をご覧くださいまして、第2条第1項第2号で、子育て定住推進課を経済厚生常任委員会の所管とするものでございます。

次に、恐れ入りますが、5ページに戻っていただきまして、同じく関連条例の一部改正といたしまして、附則第3項では、奥多摩町子ども家庭支援センター条例の一部改正をうたい、恐れ入りますが、再度次の6ページの当該新旧対照表をご覧くださいまして、第6条で、当該センターの管理運営を福祉保健課から子育て定住推進課に改めるものでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

事務の効率化を図るということで、若者定住推進課から子育て定住推進課に変わること、名は体を表すと言いますが、若者定住という課のネーミングは結構誤解されていて、若者だけの定住、若者しか歓迎されないのかというような誤解や印象を受けていたところもございます。

今回の課の変更、編成については、移住された方々が子育て世代ということも多くあり、リンクする状況が多く、不可欠であると思いますし、連携がスムーズにいくといいなと思います。子育てと定住が一元化されることは、住民福祉にとっても喜ばしいことだと思いますし、よいことだと思います。

ご質問させていただきます。先程課長のご説明にもございましたけれども、新旧対照表の中で、これまでの若者定住推進課の事務分掌3項目に児童福祉に関することが加わったとなっております。この中で（1）から（3）まで、全くこれまでと同じ、特に（1）は若者定住の推進に関する事という若者という言葉が入っております。やはり移住・定住される方の中には若者でない方も多くいらっしゃると思います。若者がいけないというわけではなくて、誤解をされるというところがあるので、今回、課の改正に準じて「若者」という言葉を取消して「定住等の推進」と修正できないかと思いますが、町のお考えを伺いたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 4番、相田議員さんからのご質問にお答えいたします。

只今改正条例についてご説明をさせていただきました。今回、若者定住推進課を子育て定住推進課ということで、課の名称を改めさせていただくという内容でございます。また、課に関する条例の事務分掌の中で、若者定住の推進に関する事ということで、第1号のところに載っております。只今の質問の中では「若者」の言葉が入っているということで、そうでない方もおり、誤解をされるケースもあるのではないかとということで、これを取消し、「定住の推進に関する事」ということにできないかということで町のお考えはというご質問の要旨かと思います。

今回の課に関する条例でございますが、提案は町長部局からさせていただいておりますけれども、ここに至る経緯から申しますと、従前から役場内部でも福祉保健課の業務が広範囲にわたるという中で、その改善が求められたと言っていたということが1つあります。

それから一方で、若者定住推進課も3名体制ということで、その推進力という部分で

もうちょっとマンパワーをというお話もあったところでございます。そういった点を踏まえて今回、子育て推進係を若者定住推進課に取り込んで、なおかつ名称を変更ということでございます。

話を戻させていただきますと、若者という部分の件についてですけれども、今回、課に関する条例の事務分掌には確かに「若者定住の推進に関すること」というふうには示しておりますけれども、現状の定住推進課の業務に関しても、決して若者に偏った業務をしているわけではなくて、ご相談いただいた方々に対しては、それこそ日本人から外国人から、また、町内町外からということで全方向に向けて対応させていただいている状況でございます。

ただ、良い悪いという話ではなくて、そもそもの出発点が若者の定住を少子高齢化の町としては推進するべきというところからスタートしているという意味合いもありまして、その部分はここの条例の中では言葉を残させていただいている部分もあるかと思います。けれども、ただ、今申し上げましたとおり、実際の現場においては、多方面にわたって業務をしています。ここに3つ、今度新しい課になると4つの項目ですけれども、これは代表的なものということで書かせていただいております。このほかに庶務規定というものもあります。そこも同様の書き方をしておりますけれども、その事務分掌の中には、概ねこういった事務を所掌するという位置づけで記載をさせていただいておりますので、課に関する条例の部分についてもこれしかやらないということではございませんので、確かに相田議員は中身はよく分かっていらっしゃいますが、対外的にどうなのかというお話が先程来言われているんですけれども、町といたしましてはその部分は大きな問題はないというふうに考えておりまして、それよりも一般的に課に関する条例よりも対外的に主に一般の方に触れる機会が多いのは課の名称でございますので、そこについて今回は「若者」を削って「子育て定住推進課」というふうにさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

また、先程経緯という中で内部の話もいたしましたけれども、最終的にここに議案として上程させていただくまでには、住民の方も入った行政改革の推進委員会というものもありまして、そこでご説明をさせていただいた中でご承認をいただいて、なおかつ役場の中で行政改革の推進本部という会議がございまして、それまでも管理職、それから三役等が入って全会一致の中で今回こうした上程をさせていただいているということでございますので、今回こういう形の改正の内容となつてございますけれども、ぜひ実質的な部分というところで捉えていただいて、私どもも対外的にこういう子育て定住ということで押し出

していきますので、議員の皆様におかれましても同様のお考えで情報の発信をしていただけると私ども大変ありがたいというふうに考えておりますので、ぜひともご理解のほどよろしくお願ひしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

分かりました。文言だけではなく、多方面にわたっていろんなことをされているというのは十分承知しているつもりでございます。

ただ、先程も申し上げましたけども、対外的にも、それこそ住民の方が若者定住というところでのイメージというか、インスピレーションというか、そういうことでのご意見もやっぱり若い人だけなのだという感じではご意見もいただいているところです。

先程町長の施政方針の中にもございましたけれども、第6期長期総合計画の中では多様性という言葉も出てまいりまして、そして、移住・定住促進というふうにおっしゃってましたね。第6期長期総合計画の中でそのようにうたっております。その多様性、世代間を超えてというところでは、長期総合計画との整合性をどのようにお考えになるかというところを伺いたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 4番、相田議員からの再質問にお答えいたします。

ご質問の若者というところの部分で、長期総合計画の中で、町長の施政方針の部分にも触れられておられましたけれども、多様性とか、移住・定住の促進ということで、その部分との整合性がどうなのかというご質問かと思います。

今回、長期総合計画策定の中で、今までの策定方法と大きく変更してございます。そしてまた、この後、全員協議会のほうでも説明をさせていただきますけれども、かなりコンパクトな形で長期総合計画をまとめさせていただいております。そして、12月議会のときに基本構想をご審議いただきましてご決定をいただきましたけれども、今回のコンセプトの中では、特に「若者」とか「高齢者」とか、そういった書き方はなるべく控えまして、「誰でも」とか、「私は」いうところで、自分が主役というところを大きく打ち出してございます。

そういった部分では、長期総合計画の多様性だとか、移住・定住というところの記載につきましては、若者を含めていろんな世代の方がその移住・定住を推進していくんだという形で打ち出しをさせていただいておりますので、ご理解をいただければと存じます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。森田議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

今回、子育て定住推進課、とても画期的な試みだと思うんですが、課員のほうは何名体制を考えていらっしゃいますか。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 3番、森田議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

4月から予定のということで、子育て定住推進課の人員ということでございます。予定でございますと8名ということで、課長を含めてということですが、考えてございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

8名ということなんですが、課を置く場所と、あと男女の比率というか数が分かりましたらお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 5番、大澤議員さんからの質問にお答えいたします。

人員は8名ということで、課を置く場所というお話でございます。ここの部分に関しましては、現在新しい庁舎の建設整備、実施設計を進めているところでございます。本来であれば、新しく庁舎ができた後に、そこで同時にスタートするというのが望ましいのかなというふうには思っておりますけれども、先程申し上げました庁内のマンパワーの関係もございまして、ちょっと前倒しですけれども、スタートさせていただくという形になります。

それで、現実の問題としては本庁か、子ども家庭支援センターどちらか一方づけるのかというお話もあろうかと思っておりますけれども、考え方としては、両方にそれぞれ人員を置くという考えを現在のところ持っております。

ただ、課長職につきましては、どうしても子育て進課のほうも相談を受けるんですけれども、やはり子ども家庭支援センターのほうに相談員さんもいらっしゃいますけれども、シビアな相談ケースが多いということで、かなり時間に急を要する場面もこれまでもあったということです。課長職については、子ども家庭支援センターのほうに配置をする予定でございます。

逆にそうすると、本庁のほうの子育て定住推進課が2名というふうに単純にはなるんですけども、その担当職を1人増員して3名ということで維持したいというふうに考えております。

それから、男女の比率というお話なんですけども、現状、子ども家庭支援センターの勤務状況を見ていただければ女性が多いという状況でございます。一方で、若者定住推進課のほうは男性ということでございますけれども、4月以降につきましては、これからいろいろ人事の配置をどうするかということで進める状況でございますので、現状では未定ということで比率のほうはご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

議案第7号の奥多摩町課に関する条例の一部を改正する条例の一部について修正案を提出したいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） その前に皆さん、質疑がないという確認が取れていませんので、待ってください。ほかの方どうでしょうか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

それでは今、相田議員より修正動議がありました。これについては、会議規則第16条の2のとおり、相田議員は修正案を提出してください。

お諮りします。会議の途中ですが、ここで暫時休憩としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、14時ちょうどから再開します。

午後1時40分休憩

午後2時00分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先程、相田議員より提出していただいた修正議案は、地方自治法第115条の3の条件を満たしておりますので、受理しました。及び皆さんにコピーを配布しました。

総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 恐れ入ります、先程ご説明いたしました議案の中で誤りがありましたので、こちらからご説明を申し上げます。

ページが3ページになります。改め文の中の只今の子育て定住推進課（４）児童福祉に関する事ということで、それ自体は誤りではないんですけども、最後に句点ということで丸が落ちておりました。

またあわせて、5ページの新旧対照表の同じく、子育て定住推進課（４）児童福祉に関する事、こちらにも句点の丸が落ちておりました。これは丸をつけるということになりますので、おわびして訂正させていただきます。

また、データのほうは後程修正をさせていただきますので、ご容赦のほどよろしく願いいたします。失礼いたしました。

○議長（小峰 陽一君） でははじめに、相田議員から提出された修正議案について説明を求めます。相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田でございます。

議案第7号 奥多摩町の課に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案のご説明をさせていただきます。

議案第7号 奥多摩町の課に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり修正する。

第2条中、「子育て定住推進課（１）若者定住の推進に関する事。」を「子育て定住推進課（１）定住等の推進に関する事。」に改める。

先程課長のご説明にもありましたように、言葉は「若者」とあるけれども、実質的な面では多方面にわたって業務がなされているということは先程私も申し上げましたけど、重々承知しているところでございます。ただ、移住・定住の相談のときに、ここでのいいのかという迷いも生じているのは事実でございます。

この第6期長期総合計画が始まる年の条例の改正でございますので、町の姿勢といたしますか、第5期とは違う差別化するためにも条例の変更、時代に即した捉え方が必要なのかなと思い、修正案を提出させていただきました。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） それでは、これから質疑を受けたいと思います。質疑ありますか。宮野議員。

○8番（宮野 亨君） 8番、宮野でございます。

訂正されて第2条中、「子育て定住推進課（１）若者定住」、これをこういうふうにしたのは流れというんじゃなくて、やっぱり若者を意識して受け入れたいという町側の気持ち反映されているのかどうか、それは伺いすることができるんですか。質問事項違っ

やう。

○議長（小峰 陽一君） 修正動議についての意見を述べてください。

○8番（宮野 亨君） そういうことね。その前にこの文書についてちょっと質問しようと思って。私のほう下げます。いいです。

○議長（小峰 陽一君） ほかに修正議案について質疑ありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） それでは、次に、原案及び修正案の討論を行います。

はじめに、原案賛成者の討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 次に、原案及び修正案反対者はいませんか。反対者の意見はありませんか。宮野議員。

○8番（宮野 亨君） 8番、宮野です。先程失礼いたしました。

反対側の意見として言わせてもらおうと、私はこの若者ということに対して押し出すことはいいなというふうに思いますので、このままでよろしいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 原案に賛成の意見ということでよろしいわけですね。

ほかに原案に賛成の討論はありませんか。原案です。次に修正。原島議員。

○10番（原島 幸次君） 10番、原島です。

今、奥多摩町の若者がどんどん減っております。やはりほかの市町村でも若者定住推進をかなり青梅市なんかでも、あきる野市も力を入れています。また、地域コミュニティをこれからも維持していくために、或いは災害が多い奥多摩町において消防団活動もどうしても必要でございます。そのために若い定住推進ということでやらないと、若者が入っていただの定住推進だけですと、今住んでいる人も関係出てきてしまうと。若者を入れないと、どんどん人口が減って活性化も図れないという意味から、若者定住化推進というインパクトを持っていったほうがいいんじゃないかと思ひまして、私は原案に賛成いたします。

○議長（小峰 陽一君） ありがとうございます。

次に、修正案に賛成の方、意見ありましたら。相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田でございます。

修正案に賛成ということで討論させていただきます。

奥多摩町の最大の課題、人口減少、少子高齢化の中で、奥多摩町は第5期長期総合計画に沿って様々な斬新的な施策を行ってまいりました。おかげで若者が増えてきたというお

声もございますけれども、少子化、定住化を確実に克服というわけにはいかなかったというのが現実ではないかと思えます。

奥多摩町に移住・定住をしたいという高齢者の方、定年の後に奥多摩町に住みたいという方大勢いらっしゃいます。若い人たちだけではなく、そういう世代の方々にも広く門戸を拡げるような、そういう条例であってほしいと思っております。

若者というのがついてしまうと、若者だけに力を注いでいるような誤解を与えかねない。これまでもそうですし、私のところにもご意見をいただいているところでございます。

今回せっかく課名の変更で若者が抜けたにもかかわらず、条例の中でまた使用されているということに違和感を感じました。

先程も申し上げましたが、第6期長期総合計画の中で、移住・定住促進となっておりますので、その中に若者もいるということ、あえて若者だけに限らず、広い意味で多世代の方、奥多摩町に住んでいただきたいと思いますので、私は修正案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに修正案に賛成の方はいらっしゃいますか。大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

先程の質疑応答のご説明の中でも、現在の若者定住推進課の中でも、若者に限らずいろんな方のご相談も受けているということですし、来年度から始まる第6期長期総合計画のコンセプトでも若者をあえて使わず、誰でもという文言にしているということもありますので、そういったコンセプトと合致することも踏まえて、若者をあえて削っていいんではないかというふうに思いますので、相田議員の出された修正案に賛成いたします。

○議長（小峰 陽一君） 次に、修正案に反対の方いらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 次に、修正案に賛成の方いらっしゃいますか。発言をお願いします。伊藤議員。

○2番（伊藤 英人君） 2番、伊藤です。

この議案第7号の原案の質疑の中でも山宮課長から回答がありましたけれども、その回答も十分におっしゃるとおりという感じはあります。こちらの原案のほうの賛成討論でも原島議員からおっしゃっていること、若者の部分を押し出したほうがインパクトが強くなるというのもおっしゃるとおりだと思うんですけども、ただ、この修正案を提出してきている相田議員などの意見などを踏まえていくと、どうも相田議員が町民の皆様から意見をいただいている中で、何か現状の施策等、違和感を感じている部分があるんだろうなど

いうのを感じるんです。自分の個人的な意見ですけれども、その違和感がこれまでの賛成討論、原案の賛成討論などにもありましたけれども、町外からの若者を移住させること、これが若者定住という政策なんだというイメージがあると思うんですけれども、もともと町内に住んでいた方たちからすると、例えば町内に住んでいる方が、今それなりのお年になっている状態で、そのお子さんたちも今、定年退職を迎えているような状態であるとする、その定年退職を迎えている人たちというのは、世間一般的には若者とは呼ばれないような年齢なんですけれども、でも、そういう方はいわゆるＵターンというふうに移住してくる人なんです。そういう人をターゲットの中に入れられないような表現になってしまうんじゃないかなというのがこの若者定住の推進に関するという表現になってしまうので、自分としては、ターゲットはこのタイミングで絞らずに、定住等の推進という表現にとどめておくという形で改めるのがいいだろうなと思いました。

子育て世代や子どもたちのニーズ調査というのが行われましたけれども、その中で出てきている意見というのが近所の方たちの高齢者の方も含めて温かい、若者、子育て世代の方たちを支えてくれているという部分が子育て支援のソフトの部分としてすごくいいんだというのがありまして、そういうところも含めて考えると、若者定住という表現ではなくて、本当にこのまさに定住等という表現にしておいたほうが若者にも、若者じゃなくてこれから町外に出てしまった定年退職後の自分の息子さん、娘さんを受け入れる方たち、地元の方、それとそれプラスお孫さんたち、ひ孫さんたちのことも視野に入れると、長い目で見ると、表現としては定住等の推進のほうが妥当じゃないかなと思うんです。

この子育て定住推進という政策に関しては、町外の若者をターゲットにするよりかは今後、親の介護とか、定年退職後のＵターン移住という需要を見据えると、若者に絞らないほうがむしろいいんじゃないかなと思ひまして、それで私としては原案に対しての反対討論であり、修正案に関して賛成という意見で、そういう立場で意見させていただきました。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 次に、修正案に反対の方はいらっしゃいますか。高橋議員。

○９番（高橋 邦男君） ９番、高橋です。

課の名称が若者定住から子育て定住推進に変わるということで、別に何も問題ないかなと思うんですけど、その中の事務分掌の中の表現について相田議員のほうからもありました。確かにそういうふうにつえられる部分もあるかもしれないけど、ちゃんと町側と、あと議員のほうもちゃんと住民の人に説明することによってその辺は解決するかなと思うんですね。

今まで若者定住課の事務分掌の中で、若者がこっちに移り住んだときのいろんな支援策もあるけども、ただ、若者でなくても移住・定住応援補助金なんかも出ていますよね。家を改築するだとか、購入する場合もそうだと思うんですけど、そういう部分があるわけですから、その文言でここに表記する事務分掌の表現としては、本当に1行で済ませなきゃいけないわけですから、その辺は説明することによって理解してもらえば、そのまま今まで継続した若者定住という部分であっていいんじゃないかなというふうに思います。文言一つ取り上げて反対するというわけには自分はいかないと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 次に、修正案に賛成の意見の方、いらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 次に、修正案に反対の意見はありますか。榎戸議員。

○1番（榎戸 雄一君） 1番、榎戸です。

先程高橋議員がおっしゃったことに非常に近いんですが、まず課の名称から子育てという言葉が取れたことが1つ。それから、自分の住んでいる地域を見たときに若者じゃない人たちが結構自分の周りにいるということです。その人たちは年齢を重ねたことによってコミュニケーション能力や人としての器が一つ大きくなって、いろんなところに入っていける技量というか、人としての成長があって、自分を見たときに20や30のときの榎戸と60になった榎戸で、やっぱり丸くなった部分と人への接し方や交渉能力、そういったものがそれなりにステップアップしている中で、特にここの（1）のただし書は、まだ人として成長過程にある若者はタイトルとして推進していくんだというだけであって、私自身は、課の名称から若者という言葉が取れたことをもってその内容でよろしいのかなと思いました。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 榎戸議員、子育てということは。

○1番（榎戸 雄一君） ごめんなさい。若者ですね。

○議長（小峰 陽一君） 了解です。

次に、修正案に賛成の議員はいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ないようですので、質疑討論を終結します。

これから議案第7号 奥多摩町の課に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

まず、本件に対する相田恵美子議員外３人から提出された修正案について起立によって採決します。この修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小峰 陽一君） それでは、修正案に反対の方は起立願います。

(反対者起立)

○議長（小峰 陽一君） 起立多数でありますので、修正案は否決されました。

次に、議案第７号の原案に賛成の議員は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第７号は可決されました。

続けます。次に、日程第 13 議案第 8 号 奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○総務課長（山宮 忠仁君） タブレット端末の議案第 8 号をご覧ください。議案第 8 号 奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）の施行による、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大及び介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

それでは、条例改め部分もございますが、新旧対照表でご説明いたします。タブレット端末 3 ページの新旧対照表をご覧ください。

はじめに、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限といたしまして、第 10 条第 2 項中、「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「のある職員」の次に「（当該職員の配偶者で当該子の親である者が、規則で定める者に該当する場合を除く。次項において同じ。）」を加え、同条第 3 項中、「（当該職員の配偶者で当該子の親である者が、規則で定める者に該当する場合を除く。）」を削り、同項第 4 項中では、4 ページをご覧ください。「、第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「、並びに第 2 項」に改めるものでございます。

次に、特別休暇に関しましては、第 16 条第 1 項中、「、出産支援休暇」の次に「、育児参加休暇」を加え、「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改めるものでございます。

次に、介護休暇に関しましては、第 17 条第 1 項中、「親族」の次に「（第 19 条第 1 項において、「配偶者等」という。）」を加えるものでございます。

次に、5 ページをご覧ください。ここでは第 19 条を第 21 条とし、第 18 条の次に次の 2 条を加えるものとしており、第 19 条の配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等では、第 1 項といたしまして「任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。」とし、第 2 項では「任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。」としております。

次の第 20 条の勤務環境の整備等に関する措置では、第 1 項といたしまして「任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。」とし、第 1 号で「職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施」を、第 2 号で「介護両立支援制度等に関する相談体制の整備」を、第 3 号で「その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置」を講じなければならないとしております。

附則といたしまして、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上で、議案第 8 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 8 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 8 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 8 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 13 議案第 8 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 8 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 14 議案第 9 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○総務課長（山宮 忠仁君） タブレット端末の議案第 9 号をご覧ください。議案第 9 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、東京都人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の諸手当を改定するため、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の条例改正の趣旨といたしましては、扶養手当の支給対象及び手当額の見直し、地域手当支給割合の引上げ並びに管理職員特別勤務手当の支給に関して定めるものでございます。

それでは、条例改め部分もございしますが、新旧対照表でご説明いたします。タブレット端末 4 ページの新旧対照表をご覧ください。

はじめに、第 2 条の給料では、「管理職手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加え、次の第 7 条の扶養手当では、第 2 項第 1 号の配偶者手当を削り、同項第 2 号中、「及び孫」を削り、同号を同項第 1 号とし、同号の次に第 2 号として「満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫」を加えるものです。

次に、第 7 条第 3 項各号では、扶養手当の月額について改めるものですが、第 1 号では「前項第 1 号に掲げる者（以下「扶養親族たる子」という。）13,000 円」とし、第 2 号では「前項第 2 号から第 5 号までに掲げる者 6,000 円（別記第 1 の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員にあっては、3,000 円）」とするものです。

次に、第 7 条第 4 項では「扶養親族で満 15 歳に達する日」を「扶養親族たる子で満 15 歳に達する日」に、「特定期間にある扶養親族」を「特定期間にある子」に改めるものです。

5 ページをご覧ください。第 8 条第 3 項では、「特定期間にある扶養親族」を「特定期間にある子」に改め、第 8 条の 2 の地域手当では第 1 項中、「、当分の間」を削り、同条第 2 項中、「100 分の 8」を「100 分の 16」に改めるものです。

次に、第 16 条の宿日直手当の表では、6 ページにかけまして各区分の内容や金額を新旧対照表のとおり改めるものです。

次の管理職員特別勤務手当は第 16 条の 3 として、第 16 条の 2 の次に新たに加えるもので、第 1 項では「前条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、勤務時間条例に規定する週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第 13 条の規定により、任命権者が休日の勤務に替えて職員に代休日を指定した場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。」こととし、第 2 項では「前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午後 10 時から午前 5 時までの間にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。」こととし、第 3 項では「管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする、」として、第 1 号では「管理職員特別勤務手当の額は、第 1 項に規定する勤務 1 回につき、10,000 円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。」とし、第 2 号では「前項の規定による勤務 1 回につき、5,000 円を超えない範囲内において規則で定める額とする。」としております。

また、第 4 項では「前 3 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。」こととしております。

附則といたしまして、第 1 項では、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

また、第 2 項では、扶養手当の特例といたしまして、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、この条例による改正前の奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例第 7 条第 2 項第 1 号に掲げる者（別記第 1 の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員の扶養親族を除く。）に係る扶養手当の月額が 3,000 円とし、改正後の条例第 7 条第 3 項第 1 号中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」とし、扶養手当に関しましては段階的に

実施するということとしております。

以上で、議案第 9 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 9 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 9 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 9 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 14 議案第 9 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 9 号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第 15 議案第 10 号 奥多摩町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○総務課長（山宮 忠仁君） タブレット端末の議案第 10 号をご覧ください。議案第 10 号 奥多摩町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、規定を整備する必要があるためでございます。

それでは、条例改め部分もございますが、新旧対照表でご説明いたします。タブレット端末 3 ページの新旧対照表をご覧ください。

はじめに、第 2 条の会計年度任用職員の給与では、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改めるものでございます。

次に、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当を第 14 条の 2 として新たに加え、第 1 項では「給与条例第 19 条及び第 19 条の 2 の規定は、任期の定めがある 6 か月以上のフル

タイム会計年度任用職員について準用する。」こととし、第2項では「前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。」こととしております。

次に、第24条のパートタイム会計年度任用職員の期末手当では、第1項中、「給与条例第17条第4項中」を「給与条例第18条第2項中」に改め、この条の次に第24条の2として、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当を新たに加えるもので、第1項では4ページにかけまして「給与条例第19条及び第19条の2の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が別に定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において給与条例第18条第2項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が別に定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。」こととし、第2項では「前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。」こととしております。

附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第10号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第10号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第10号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第15 議案第10号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 10 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 16 議案第 11 号 奥多摩町交流宿泊体験施設（やすら樹の宿ねねんぼう）の指定管理者の指定についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 杉山 直也君 登壇〕

○企画財政課長（杉山 直也君） それでは、議案第 11 号 奥多摩町交流宿泊体験施設（やすら樹の宿ねねんぼう）の指定管理者の指定につきましてご説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。提案の理由につきましては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者を指定することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。

本議案につきましては、指定期間満了に伴い、現在の指定管理者から継続して指定管理者の指定を受けたい旨の申請があったことから、お諮りするものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、奥多摩町交流宿泊体験施設やすら樹の宿ねねんぼうでございます。

2、指定管理者となる団体は、株式会社ティーシーエイでございます。

3、指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものでございます。

指定管理者候補の概要につきましては、次のページ以降に概要がございますので、ご参照いただきたいと思います存じますが、3 ページに記載がございます事業者の現在の状況等についてご説明いたします。3 ページをお願いいたします。

株式会社ティーシーエイは、令和 4 年度よりやすら樹の宿ねねんぼうの現指定管理者として、多数の施設の管理運営にて培ったノウハウを生かし、地域住民との交流を図りながら管理運営をまいりました。

今後は、奥多摩ならではの地域連携によるワークショップなど多様なプログラムを用意し、鶴の湯温泉の活用を検討するなど、集客の向上を図り、宿泊者はもちろん、より多くの町民も興味を持っていただける施設名を目指してまいりますとのことでございます。

以上につきましては、奥多摩町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、第 6 条の規定に基づき、去る 2 月 12 日に開催いたしました指定管理者選定委員会において選定基準に照らし合わせ審議を行い、現在の指定管理者は適任であるとして選定を行って

おります。

以上で、議案第 11 号 奥多摩町交流宿泊体験施設（やすら樹の宿ねねんぼう）の指定管理者の指定についての説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いをいたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

次に、議案第 11 号の質疑を行います。質疑はありませんか。相田議員。

○4 番（相田恵美子君） 4 番、相田です。

ご説明ありがとうございます。現在ねねんぼうでは何人ぐらいが働いていらっしゃるのかということと、もう一つ、今、課長のほうからご説明がありました現在の状況というところで、地域住民との交流を図りながらというところなんですけど、どのような交流の関わり方、ざっくりでいいので、伺いたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 4 番、相田議員のご質問にお答えいたします。

まず 1 点目、現在の従業員でございますけれども、現時点 5 名の方が従事いただいております。正職員 1 名、パート 4 名、そのうち 2 名町内の方と報告を受けております。

2 点目でございますが、現在の地域住民の方との交流についてのお尋ねでございます。現時点、今後というところもございますけれども、定期的に日原地域の方をお招きして昼食会等の企画をしていきたいということでございます。

なお、今年度においても何回かご近所の方をお招きしてという機会はあったというふうには報告を受けており、また、ここでティーシーエイにつきましては更新という形のご提案でございますけれども、町内 2 名の方が従事されていますが、そのうち 1 名の方は移住をされて、その中で日原保勝会から日原地内の空地を紹介いただいているということで、この 3 年の中で積み重ねで日原地域との繋がりが深めているというふうな形で認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。宮野議員。

○8 番（宮野 亨君） 8 番、宮野でございます。

これ伺ってもいいのかな。家賃、町との契約、それと年間集客数が分かる範囲で結構です。向こうが言っていないならなんですけども。その 2 点お伺いしたいです。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 8 番、宮野議員のご質問にお答えいたします。

1 点目、家賃というのは、それとも町への使用料という形ですと、町に対する使用料としましては年額 71 万 4,000 円でございます。

2 点目、今現在の収支の状況というお尋ねかと思いますが、この 3 年間、ねねんぼう単体ですと、4 年度初年度が 330 万ほどのマイナス収支、5 年度も同じくマイナスで 320 万ほど、今年度 6 年度の見込みは今 220 万ほどのマイナスという形でございますが、今後 5 年間という形の中では、先程企画財政課長の説明でもありましたが、鶴の湯温泉の活用等も含めて魅力を高めていくというところと、あと、これまで 3 年間、従事者が安定的に確保できないというところで、昨年冬の時期は閉めているような一時的な時期もあったんですが、ようやくここで 5 名しっかり体制を組んでしておりますので、ティーシーエイから提案いただいている収支の中では 5 年間の中で赤字を解消していくという形で提案を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。原島議員。

○10 番（原島 幸次君） 10 番、原島です。

事業内容を見ますと、いろいろ多岐にわたっているんですが、ねねんぼうにおきましては、現在どのようなことが中心で行われているのか。例えば宿泊を中心でやっているのか、或いは平日、土日、食事等を出すのか、或いは忘年会とかそういう集まりもできるのかどうか、分かる範囲で結構ですから、現在、ねねんぼうでやっている事業内容を教えていただければ大変ありがたいなと思います。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 10 番、原島議員のご質問にお答えいたします。

議案書の中では事業内容ということで 1 から 24 にわたってございますけれども、こちら株式会社ティーシーエイの全体の事業内容でございますので、そのうちねねんぼうにかかる部分といたしましては、事業内容 11 のホテルその他の宿泊施設・飲食店・体育施設・文化施設等の運営・管理という形でございます。

現時点ねねんぼうにおいては、基本的には宿泊のみという形で、ランチ等の提供は現時点では実施はされていない状況でございます。

なお、宿泊でございますが、4 年度が初年度 936 名、5 年度が 1,071 名、6 年度まだ 3 月でございますが、3 月の予約も含めると約 860 名の予約の状況ということでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。澤本議員。

○6番（澤本 幹男君） 6番、澤本です。

まず1点は、契約が5年間ということで、前3年間やってきて、当初この契約をするときに非常に積極的にやってくれるというような話だったと思うんですね。その前の契約者のときも厨房を直すかということで3,000万もかけて直したわけですが、前はね。

それで契約のときに、一生懸命積極的に大阪のほうでいろんな収穫もノウハウも全てあって、これからすごい頑張っていくというお話だったもんですから、もうちょっとあれかなと思ったんですけど、1点は、何で5年間というのと、今のお話を聞いて300万、320万、220万とマイナスで出ているわけですね。これをやっているのはありがたいんですけど、もっと何かやってくれるもんだと私は聞いていたもんですから、当初の契約の時点では。何でまた5年間ということと、実際日原地区の住民とも今後話をしていくということも聞くんですけど、熱意というか、地域を盛り上げる部分で日原にもそういうことで、どういうふうに話されているかお聞きしたいんですけど、よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 6番、澤本議員のご質問にお答えをいたします。

今回指定管理更新という形で、初年度の3年間の収支等も先程ご質問の中でお答えをしている状況でございますが、当初、300万余りという形のマイナスというところの中で、課題としては、なかなか従業員を確保できないというところの中で、具体的には特に冬の時期については閉めざるを得ないというようなところでありまして、5年度においては、昨年1月、2月、3月でございますが、2月、3月は完全にゼロという状況でございました。現時点5名という体制が組めているところとしましては、昨年の夏前から体制を組める形になりまして、6年度の当初4月、5月、6月も予約、宿泊としては4月が10名、5月が24名、6月が35名というところですが、7月以降、7月は92名、8月は208名という形で体制が組めているところでございます。この冬も1月は75名、2月は55名、3月は78名という形で、昨年度全く予約利用がなかった冬の時期にも予約を取って収支をよくしようという形で、見込みとしても6年度は、まだ全体として赤字ですけれども、100万ほど改善をしているところでございます。

やはり地域との繋がりというところの中で、日原はもちろんですけれども、奥多摩というところで鶴の湯温泉の配当を受けて、地元の温泉も入れるという形で魅力を発信していくということと、あと日原地域というところで考えますと、鍾乳洞はもちろんですけれども、森林館とも連携しながら、体験施設ということの中でツアーも組んでいくということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。町長。

○町長（師岡 伸公君） 澤本議員さんからのお話、私も実は全く同じ思いをしていました。当初の契約の以降、何回か町にもお越しいただいたことがありました。その意欲を私自身も確認しましたが、特にコロナの時期は、どうしても施設が閉まっていて、ちょっと草取りもままならないという、そういう状態の時間が少し続きましたね。そのときも担当に言って一度会ってみたいということで一度お越しいただいて、その辺の意欲も確認しましたが、結果としてはこういう状況であるというのはもう現実であります。

今回、皆様にもしご承認いただければ、私もう一度経営者を呼んで、しっかりとその辺を確認してから進行したいと思っていますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員。

○6番（澤本 幹男君） 町長ありがとうございました。せっかくすばらしいロケーションである日原で、例えば小菅村とか非常に宿泊関係に力を入れていきますよね。1泊3万5,000円とか高いときも結構お客さんが来るという形で、随分日原も最高の地域で観光資源もあるわけですから、やり方だと思うんですけど、それと冬季の宿泊補助制度を使っているのか。せっかく利用しているのに利用率も少ないから、そういうのを使えば多少は利用客も増えると思うんですけど。すいません。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 6番、澤本議員の再質問にお答えいたします。

町の冬季の宿泊助成はねねんぼうさんにおかれましても利用されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

次に、只今上程の議案第11号の討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第16 議案第11号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 11 号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午後 3 時 15 分から再開します。

午後 3 時 02 分休憩

午後 3 時 15 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第 17 議案第 12 号 川井松葉地内分譲地造成工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 杉山 直也君 登壇〕

○企画財政課長（杉山 直也君） それでは、議案第 12 号 川井松葉地内分譲地造成工事請負契約の変更についてご説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。提案の理由でございますが、令和 6 年 6 月 12 日付で締結いたしましたこの契約について、内容の一部に変更が生じたことに伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本契約につきましては、令和 6 年第 2 回奥多摩町議会定例会において議案第 46 号として議決を経た川井松葉地内分譲地造成工事請負契約の一部につきまして、次のとおり変更させていただくものです。

1、変更前の金額は、5,379 万円でございます。

2、変更後の金額は、6,595 万 4,900 円となります。

3、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 8 番地、朝日建設株式会社、代表取締役柴田拓也氏でございます。

なお、本案件につきましては、現在変更仮契約を結んでおりますので、本日議決をいただきますと、本契約となります。

工事概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。

以上で、議案第 12 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い

い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（坂本 秀一君） それでは、議案第 12 号の変更工事概要につきましてご説明させていただきます。タブレットの 2 ページをお開きください。変更工事概要でございます。

1、工事件名は、川井松葉地内分譲地造成工事でございます。

2、工事場所は、奥多摩町川井 630 番 1 ほかでございます。

3、契約金額及び 4、変更後金額につきましては、只今企画財政課長から説明のとおりでございます。

次に、5、変更概要でございますが、L型擁壁設置箇所におきまして平板載荷試験を実施しましたところ、現地盤が必要地耐力を満足できなかったため、支持層まで碎石による置き換えを行うものでございます。

また、松葉東線道路新設工事において道路地盤高の一部が当初計画より低く設定されるため、L型擁壁の変更及び重力式擁壁の追加を行うものでございます。

変更内容としましては、（1）土工としまして、主に碎石 R C-40 を置き換え材として L型擁壁下部の土砂の置き換えをいたします。

（2）擁壁工としまして、プレキャスト L型擁壁延長の変更及び重力式擁壁の追加を行います。

（3）雑工としまして、コンクリート舗装厚の変更をいたします。

6、添付図面でございますが、3 ページをお願いいたします。こちらは平面図となります。分譲地への進入路となります松葉東線道路の地盤高が低くなりますことから、図面左上の赤い箇所の L型擁壁の延長変更及び重力式擁壁を追加いたします。また、図面中央下部の画地－6 の網掛けされている箇所はコンクリート舗装を行いますが、舗装圧を 5 cm から 10cmに変更するものです。

4 ページをお願いいたします。横断面図面となりますが、赤く網掛けされた箇所は L型擁壁を設置する箇所ですが、現状の地盤では地耐力が満たせなかったため、支持層まで掘削し、台形状に碎石を敷き、地耐力を満たすこととするものです。添付の横断面図は、画地－1、4、5 について表しておりますが、全ての区画について同様の措置を行います。

以上で、議案第 12 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 12 号の質疑を行います。質疑はありませんか。澤本議員。

○6 番（澤本 幹男君） 修正箇所が必要だということで、また工事をされるということなんですけど、これによってまた販売がどのぐらい延びちゃうのかなと思ひまして、なかなか大きな工事だと思うんですけど、どのぐらい延びるような予定をされているのかと思ひまして。すみません、よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（坂本 秀一君） 6 番、澤本議員のご質問にお答えいたします。

この工事の変更によって工期が延長されるかというような趣旨かと思いますが、工期につきましては、特に変更はせず、当初の計画の期間で対応するものでございます。

以上になります。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。高橋議員。

○9 番（高橋 邦男君） 9 番、高橋です。

1 点お願いします。こういう工事関係の場合に、途中で契約金な金額が変わること、丹三郎水神前もあったと思うんですけど、見積りを出すときにある程度、地質調査等が行われて、ここまで気がつかなかったのかなというその辺がいつも感じるんですよ。業者側のほうで、そこまでわかんなかったんだとは思ひんですけど、その辺がどうなっているのか説明をお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（坂本 秀一君） 9 番、高橋議員のご質問にお答えいたします。

主立った変更内容、載荷試験を行って地耐力が満足できなかったことが想定できなかったかということでございますが、実は、タブレットの 3 ページの平面図を見ていただけますか。分譲地に進入するコの字の松葉東線の道路の設計工事の際に、道路の設計として 3 か所ほどボーリング調査をしております。なので、今回の設計の費用を少しでも抑えるため、3 か所のデータを活用させていただきまして、コンサルタントのほうで設計いたしました。想定以上に分譲地内の敷地の中で地層に地下の中で変化があったため、このような変更の内容となってしまったということなので、確かにボーリング箇所をより多くすればより正確に設計するということになるかと思いますが、今回は費用を少しでも抑えるためにということで、道路側の工事で行いました 3 か所のボーリングのデータを活用させていただいてということになりますので、ご了承いただければと思います。

○議長（小峰 陽一君） 宮野議員。

○8 番（宮野 亨君） 8 番、宮野でございます。

最後のページの横断面図で台形になっているところにLの形のものが入るんだよね。台形の上にこれが。これが土留めになる。CRCコンクリートのL型のもので解釈していいのかな。それで大丈夫。それで台形の部分がずっといくわけだよね。あそこの坂に対して台形ができてLが乗っかって、そこに土が来る。この台形のところは生コン、コンクリート仕上げになるのかな。それでいいんだよね、理解として。碎石で固めた形にLを載せるという形。そうすると、かなりの量だよね。これでいってね。こっちからこう見るからこうだけど、それずっと行くわけだもんね、何本もね、この広いところに五、六本こういうのが行くという解釈でいいわけだよね。そうすると、かなり予算が増すなという理解でいいのか、確認をさせていただきました。

○議長（小峰 陽一君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（坂本 秀一君） 8番、宮野議員の質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、L字型の擁壁の下に台形状に碎石を敷きますが、その敷く量が1,244 m³になります。

○議長（小峰 陽一君） 宮野議員、回答が終わってから質問してください。

○若者定住推進課長（坂本 秀一君） ということでかなりの量になります。

以上になります。

○議長（小峰 陽一君） 宮野議員よろしいですか。どうせなら今聞いたほうがいいですよ。

○8番（宮野 亨君） 1,244 m³というと、10 t ダンプにすると何台分ぐらいということだから、立って言うことじゃないかなと思ったから。聞いちゃう。

○議長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 8番、宮野議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

大型のダンプトラックで1台当たり5.5 m³なんで、割り算していただくとその台数分が出るかなというふうに思います。

先程8番、高橋議員さんの質問にもちょっと返るんですけども、調査が足りなかったんじゃないかというお話でご指摘いただきました。先程定住推進課長のほうもお答えさせていただいたんですが、分譲地を囲むコの字の道路を造るときに、国道側の直線部分で3か所ほど地質調査を実施しました。その調査をデータを基に道路構造物を築造して、道路は形態として成り立っているんですが、造成の構造物を検討する際に、その地質データが転用できないかということでコンサルにも相談かけました。そうしたところ、基本的に現

地で採取したデータなので、それを基に予測はできるという回答だったものですから、それであれば、予測で支持層の高さを設定してほしいということをお願いをしたところですが、実際には現地で掘削してみると、なかなか狭い範囲で複雑に地層が変化していて、分譲地の中には井戸もあったりして、水道（みずみち）もあったりしてかなり想定から外れてしまったということで、支持層が想定していたラインよりかなり深くなってしまったという実態でございます。

その支持層が深くなった分、L型擁壁の下と支持層の間に強固な地盤をつくらなきゃいけないということで、RC-40 という碎石を台形で帯状に敷きまして、そこで強度を持たしているということで成り立っているということでございます。

今回プラスでコストがかかってしまったんですけれども、今後こちらを購入いただいてお住みになる方は、安全に関しては十分確保されているということで安心してお住みいただけるんじゃないかと思っておりますので、ご理解いただきたいなと思います。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 12 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 12 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 17 議案第 12 号について原案の賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 12 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 18 議案第 13 号 もえぎの湯外壁等改修工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 杉山 直也君 登壇〕

○企画財政課長（杉山 直也君） それでは、議案第 13 号 もえぎの湯外壁等改修工事請負契約の変更についてご説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。提案の理由でございますが、令和 6 年 9 月 5 日付で締結

したこの契約について、内容の一部に変更が生じたことに伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本契約につきましては、令和 6 年第 3 回奥多摩町議会定例会において議案第 62 号として議決を経たもえぎの湯外壁等改修工事請負契約の一部につきまして次のとおり変更させていただきます。

1、変更前の金額は、7,590 万円で行いました。

2、変更後の金額は、8,091 万 6,000 円となります。

3、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 45 番地、佐久間建設株式会社、代表取締役佐久間藤樹氏でございます。

なお、本案件につきましては、現在変更仮契約を結んでおりますので、本日議決をいただきますと本契約となります。

工事の概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。

以上で、議案第 13 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） それでは、議案第 13 号の変更工事概要につきましてご説明させていただきます。タブレットの 2 ページをお開きください。変更工事概要でございます。

1、工事件名は、もえぎの湯外壁等改修工事でございます。

2、工事場所は、奥多摩町氷川 119 番地 1 でございます。

3、契約金額及び 4、変更金額につきましては、只今企画財政課長からの説明のとおりでございます。

次に、5、変更概要、（1）変更理由でございますが、まず当初設計からの主な変更としまして、2 階休憩室の畳を撤去したところ、空調設備の冷媒配管等が露出することから、畳敷きの場所及び畳数を変更するもの。また、当初設計からの主な追加としまして、着手後に経年劣化等が判明したことから、外壁及び駐車場等の補修箇所を追加し、2 階厨房等の各種設備及び 1 階受付のカウンターを更新するものでございます。

次に、（2）変更箇所でございますが、主に① 2 階休憩室の畳敷きを 10 畳から 12 畳とし、②外部補修工は、ひび割れ分延長 25.8m から 43.1m、爆裂・欠損部 16 か所から 61 か所、脆弱塗膜部 16 か所から 107 か所とし、③舗装復旧、これは最寄りの駐車場をロメ

ンパッチ補修 50mとし、④2階厨房等の設備のうち、食器洗淨機、アイスメーカー、ピクトサイン及びドレン蒸気装置を新設、間仕切り及びエアコンを撤去し、⑤1階受付のカウンターを撤去の上、新設するものでございます。

次に、6、添付図面でございますが、3ページをお開きください。2階の改修後の平面図となります。

まず、図面左側の食堂の畳敷きの場所及び畳数を赤い字、赤い線で記載のとおり変更し、図面右側の厨房事務所兼倉庫の設備を赤字で記載のとおり新設、もしくは撤去するものでございます。

4ページをお開きください。施設南側多摩川から見た改修後の立面図となります。下段の凡例に記載のうち、赤字で記載のとおり、洗い場屋根について、既存網入りガラスの上にアルミパネル両面張りに変更のほか、室外機電線撤去・新設の上、防護管新設などを行うものでございます。

以上で、議案第13号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第13号の質疑を行います。質疑はありますか。原島議員。

○10番（原島 幸次君） 10番、原島です。

今、変更箇所で2階厨房の設備の新設、食器洗いとかあるんですが、間仕切り、壁、エアコンを撤去するということなんですが、こっちの平面図を見てみますと、ここに事務所兼倉庫、そのうち新設エアコン単相 200Mに変更となっているんですね。だから、エアコンを取っちゃっても新しくエアコンをつくるような形になっているんですが、エアコンのことが入っていないんですが、これはもともともう先に決裁が取れているのかどうか、その辺をお聞きたいなと思いました。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 10番、原島議員のご質問にお答えをいたします。

変更図面、3ページでございますけれども、厨房もしくは事務所兼倉庫のエアコンについてでございます。先程工事概要として主な部分について金額の大きなところを説明させていただきましたが、記載のとおり、このエアコンについても撤去の上、新設エアコンを設置するものでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 原島議員、新設エアコン単相 200Vです。

ほかに質疑ありますか。澤本議員。

○6番（澤本 幹男君） まずこの工事によってまた再開の時期が延びるのかということ。

あと、去年も直していると思うんですよ、もえぎの湯は。修正をまたして、先程高橋議員の川井の話とはまたちょっと事情が違うような気がするんですけどね。もしこれ例えば内容を見てみれば、外装だったら最初から見積もりもできたし、10 畳から 12 畳に途中から変更ということで、最初から 12 畳とか、もっと今の段階で言う前にできたような気がするんですけど。それが悪いということじゃなくて、要するにもえぎの湯の再開が遅くなるわけです。町の楽しみにしている方もいるわけで、町外の方も。そういう意味では、やるんだったらもっと早く、こんな途中で 500 万のじゃなくて、最初からもし分かっていたらできればよかったなと思うんですよ。

さっきの川井のと事情が違うと思ひまして、また去年も、たしか変更したような気が、多分したと思うんですよ。変更の直して、途中で。そういうことが去年もあったし、今年もあったんで、そういうことで直すのはちゃんと最初からやるべきではないかと思うんですけど、その2点お伺いします。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 6番、澤本議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、改修後の営業再開の時期でございますが、今回、契約金額の変更のものでございまして、工期につきましては、当初の3月28日のままでございます。現時点、営業再開予定は4月1日の火曜日を予定しているところでございますので、今回の変更に伴う工期の延長、当初予定している営業再開日の変更、繰下げはございませんので、ご理解いただきたいと存じます。

2点目、今回、変更という形の中で、議員おっしゃるとおり、昨年度は主にお風呂場の改修という形でございました。今回、主な部分としましては、外壁等という形の名称ではございますが、説明のとおり食堂についても大きくリニューアルをしている状況でございます。

議員ご指摘のとおり、確かに見積りの段階であったり、当初の段階でしっかり調査すればということもございますけれども、変更理由のとおり、畳を撤去した中での配管等の露出の関係で、畳敷きの場所、畳数を変更せざるを得なかったということと、あと、実質工事に入ったのは12月以降となりますけれども、その工事入る中で経年劣化等が判明してということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 13 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 13 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 18 議案第 13 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 13 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 19 陳情の受付について、7 陳情第 1 号を議題とします。

陳情文書表を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（新島 和貴君） それでは、陳情文書表をご覧いただきたいと思います。

それでは、朗読します。

議請願第 1 号 令和 7 年 3 月 5 日、奥多摩町議会議員殿。奥多摩町議会議長小峰陽一。

請願書・陳情書の受付について。

議会に提出された陳情 1 件について下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第 1 回定例会。

請願・陳情文書表。

番号、7 陳情第 1 号、受付年月日、令和 7 年 2 月 10 日、件名、原油・物価及びエネルギー価格等高騰に伴う中小企業支援策の実施を求める陳情書。

陳情人の氏名、東京都羽村市小作台 5-21-6、東京土建一般労働組合西多摩支部執行委員長、宮崎透他 1 名。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。只今議題となっております 7 陳情第 1 号については、会議規則第 37 条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、7陳情第1号については、所管の経済厚生常任委員会に審査を付託することを決定しました。今会期中に審査を終了するようお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は3月7日となっておりますので、明日3月6日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、明日3月6日は休会とすることに決定しました。

なお、本会議2日目は、3月7日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後3時48分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員